

トラック あいち

第541号

2021 (令和3) ・ 4



「スピードダウン! ゆっくり走ろう! 運動」実施中!!



一般社団法人
愛知県トラック協会

<https://ssl.aitokyo.jp>

今回の会員限定コンテンツ閲覧のユーザー名とパスワードは

ユーザー名/
パスワード/ 　　　　　　　　　です。

※有効期限：令和3年5月31日

※詳細は当協会ホームページをご覧ください。

- ◆ 支部だより …… 1
- ◆ 毎月11日は横断歩道の日 …… 2
- ◆ 自転車の安全で適正な
利用の促進に関する条例 …… 4
- ◆ 「事業用自動車総合安全プラン2025」
を策定しました …… 8
- ◆ 大型車の車輪脱落事故撲滅に向けて …… 10
- ◆ 第50回 近代化基金融資申込公募(推薦) 要綱 …… 11
- ◆ 第11回 ポスト新長期規制適合車導入に係る
近代化基金融資申込公募(推薦) 要綱 …… 16
- ◆ 令和3年度 近代化基金推薦融資公募
5月(第1回) 締切日のお知らせ …… 21
- ◆ 令和3年度 整備管理者選任前研修
開催のお知らせ …… 22
- ◆ 令和3年度 警察関係表彰のお知らせ …… 27
- ◆ 適正化事業に係る指導結果 …… 29
- ◆ 巡回実施時の輸送量・運賃収受等に関わる
アンケート調査結果 …… 31
- ◆ 令和3年度「『重要物流道路』の指定に関する要望」
の受付について …… 34
- ◆ 業務課からのお知らせ …… 35
- ◆ 教育用DVD 新作一覧 …… 37
- ◆ 軽油価格調査 …… 38
- ◆ 一般貨物自動車の
増減車動向について …… 39
- ◆ 支部行事 …… 40
- ◆ 委員会・部会活動状況 …… 41
- ◆ 青年部会 …… 42
第1回オンラインサロンを開催
- ◆ 女性部会 …… 43
- ◆ 陸 災 防 …… 44
STOP!熱中症 クールワークキャンペーン
- ◆ 国道23号通行ルール …… 46

支部だより

01 行事

支部	開催日	場所	内容
第一	3月3日	中区錦3丁目	ひし形マーク周知徹底キャンペーン(名中会)
	3月11日	西警察署署長室	サイン版贈呈及び感謝状授与式(名西会)



第一 中区錦3丁目



第一 西警察署署長室

02 立哨活動

支部	開催日	場所	内容
第一	3月11日	西区天神山町	サイン版啓発活動(名西会)



第一 西区天神山町

03 講習会

支部	開催日	場所	タイトル	内容
第二	3月12日	中部交通共済協同組合	事故防止研修会	講師に川谷潤太氏を迎え精神面から事故を防止する方法について講演頂いた。
	3月24日	愛知県トラック会館	SDGs研修会	講師に中交協を迎え運送業に特化したSDGs項目について講演頂いた。
知多	3月19日	半田市福祉文化会館	標準的運賃告示セミナー	講師に愛知運輸支局 鈴木隆史氏を迎え標準的な運賃告示制度について講演頂いた。



第二 中部交通共済協同組合



第二 愛知県トラック会館



知多 半田市福祉文化会館

毎月**11**日は



横断歩道の日

GIVE WAY TO PEDESTRIANS

横断歩道は
**歩行者
優先!**



「横断歩道における歩行者優先」は**交通ルール**です。

横断歩道を渡ろうとする歩行者がいる場合、車両は必ず止まらなければいけません。

違反した場合は、普通車であれば、**反則金9千円、違反点2点**が課されます。

歩行者は

道路を横断するときは
横断歩道を渡ろう!

横断前はもちろん、横断途中にも左右を確認しましょう。



特に
**左から来る
車両に注意!**

愛知県は

信号機のない横断歩道で
歩行者が渡ろうとしている場面での
車の一時停止率

32.5%

(JAF2020調査結果)

めざせ
100%

愛知県警では

横断歩行者等妨害等違反の
指導取締り強化中!

反則金

大型・中型・準中型 1万2千円

普通車 9千円

二輪車 7千円

原付 6千円

※愛知県及び愛知県交通安全推進協議会は平成31年から毎月11日を「横断歩道の日」として指定しました。

問合せ先 愛知県県民安全課 交通安全グループ 052-954-6177(ダイヤルイン)





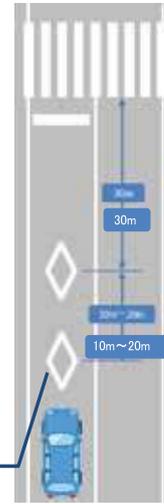
ハンド・アップ運動



ドライバー

- 道路上のひし形マークを見たら、
横断歩道の直前で停止することが
できるスピードで走行しましょう。
- **横断歩道は歩行者優先**です。
横断者・自転車がいるときは、**必ず止まりましょう。**

「横断歩道又は自転車横断帯あり」のサイン



歩行者

- **手をしっかりあげて、**
渡ることをドライバーに知らせましょう。
- 車が止まっても、焦らずに、
ちゃんと**左右を確認してから渡りましょう。**
- **横断途中も、再度左右を確認し、**
他の車が来ていないか注意しましょう。
- 横断歩道手前で停止した**ドライバーに**
目と目を合わせ、**感謝の気持ちを伝えましょう。**

ハンドアップ!



横断歩道上での**死亡事故は夕暮れ時から夜間**
にかけて多く発生しています。
事故を防ぐために、
ドライバーは、**早めのライトオン(ライト点灯)**を
歩行者は、**反射材を身に付けましょう!**

愛知県内の
事業者の
皆様へ 

自転車の安全で適正な 利用の促進に関する条例

愛知県では、自転車に係る交通事故を防止するため、令和3年3月に「自転車の安全で適正な利用に関する条例」を制定しました。

愛知県内の事業者の皆様へ、お願いしたいこと

令和3年4月1日～

自転車の安全で適正な利用に関する教育又は啓発の実施

- 事業の用に供する自転車を利用する者（従業員や自転車を借り受ける者）や、自転車通勤者に対し、自転車の交通ルール等について、教育又は啓発を行うよう努める

自転車を事業の用に供するときは

事業の用に供する自転車の点検整備等の実施

- 自転車を定期的に点検し、必要な整備を行うよう努める
- 両側面に反射器材を備える等の交通事故防止対策に努める
- 自転車に鍵をかける等の自転車の盗難防止対策に努める

 自転車を事業の用に供するとは

人の移動、貨物の運送等の手段として利用する自転車（従業員に自転車を利用させる場合も含む）のほか、自転車の貸出しの事業を行う者も含まれます。

自転車の安全で適正な利用に必要な措置を講ずるよう努める

（自転車の安全で適正な利用に必要な措置の例）

走行前点検の励行、ヘルメット着用の励行、自社における交通事故事例の把握・分析、交通事故情報をもとにした安全な走行方法・ルート等の検討等

令和3年10月1日～

乗車用ヘルメットを着用

- 自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用するよう努める

- ・ 自転車を事業の用に供する従業員には、着用させるよう努める
- ・ 自転車通勤者、事業の用に供する自転車を借り受ける者には、着用を促進するため情報提供・助言等を行うよう努める

自転車損害賠償責任保険等への加入 **義務**

- 自転車を事業の用に供する事業者は、自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない
- 自転車通勤者が、自転車損害賠償責任保険等に加入しているかどうか確認するよう努める

詳しくは裏面へ



問合せ：愛知県防災安全局県民安全課
電話：052-954-6177（ダイヤルイン）

自転車損害賠償責任保険等への加入

10月1日から義務化

自転車利用者が交通事故の加害者となる高額賠償事例が発生しています。万が一の事故に備え、自転車損害賠償責任保険等に参加しましょう。

高額賠償事例：9,521万円 (日本損害保険協会 Web ページより)
男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。(神戸地方裁判所、平成25(2013)年7月4日判決)

- **自転車**を事業の用に供する事業者は、**事業活動中の事故にも対応**できる損害賠償責任保険等への加入が必要です。
- **自転車の貸出し**を行う事業者は、**利用者(自転車を借り受ける者)の運転ミスによる事故も保障の対象**となる損害賠償責任保険等に加入が必要です。

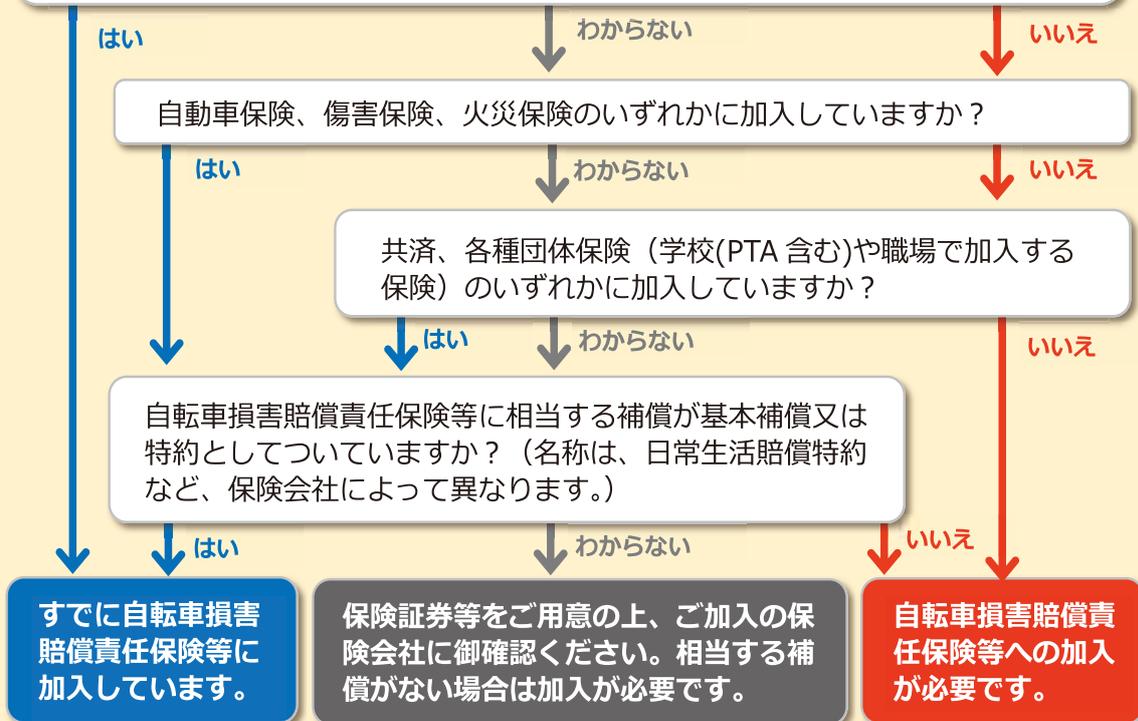
自転車通勤者が保険等に参加しているか確認をお願いします

自転車通勤者に対し、自転車損害賠償責任保険等に参加しているかどうかを確認し、確認できなければ、保険等に関する情報提供を行うよう努めてください。

自転車損害賠償責任保険等の加入状況確認シート

自転車損害賠償責任保険等は、自動車保険や火災保険、傷害保険等、他の保険の特約として付帯されている場合もあります。まずはご自身や御家族の加入状況を確認しましょう。(御家族が加入されている保険等で補償対象となっている場合もあります。)

自転車利用中の事故により他人に怪我をさせてしまった場合などに備えて、相手の生命又は身体の損害を補償できる保険等に参加していますか？
※点検整備した自転車に貼られる「TSマーク」も該当します。(期限あり)



問合せ：愛知県防災安全局県民安全課
電話：052-954-6177 (ダイヤルイン)

愛知県内で
自転車を利用する
皆様へ 

自転車の安全で適正な 利用の促進に関する条例

愛知県では、自転車に係る交通事故を防止するため、令和3年3月に「自転車の安全で適正な利用に関する条例」を制定しました。

条例の基本理念

自転車の安全で適正な利用の促進は、身近な交通手段であり有用な自転車の利用にあたり、車両として道路交通法等の遵守が図られ、歩行者、自転車、自動車等が共に安全に安心して道路を通行できるようにすることが重要であるとの認識の下、社会全体で取り組むこと。

愛知県内で自転車を利用する皆様に、お願いしたいこと

令和3年4月1日施行

家庭や学校、企業等での自転車の安全で
適正な利用に関する教育・啓発

交通ルールの遵守・ 歩行者等への配慮

- 自転車の安全で適正な利用に必要な知識と技能の習得に努める
- 車両の運転者としての責任を自覚し、道路交通法その他の法令を遵守
- 歩行者や他の車両の通行に配慮し、自転車の安全で適正な利用に努める

自転車の定期的な点検・ 交通事故防止対策等

- 自転車を定期的に点検し、必要な整備を行うよう努める
- 両側面に反射器材を備える等の交通事故防止対策に努める
- 自転車に鍵をかける等の自転車の盗難防止対策に努める

令和3年10月1日施行

大人も子供も 乗車用ヘルメットを着用

- 自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用するよう努める

4月1日から
ヘルメットの購入補助制度スタート！
詳しくは裏面をご参照ください



自転車損害賠償責任保険 等への加入 **義務**

- 自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない

あなたはもう加入していますか？
自転車損害賠償責任保険等の加入
詳しくは裏面をご参照ください

自転車損害賠償責任保険等への加入

10月1日から義務化

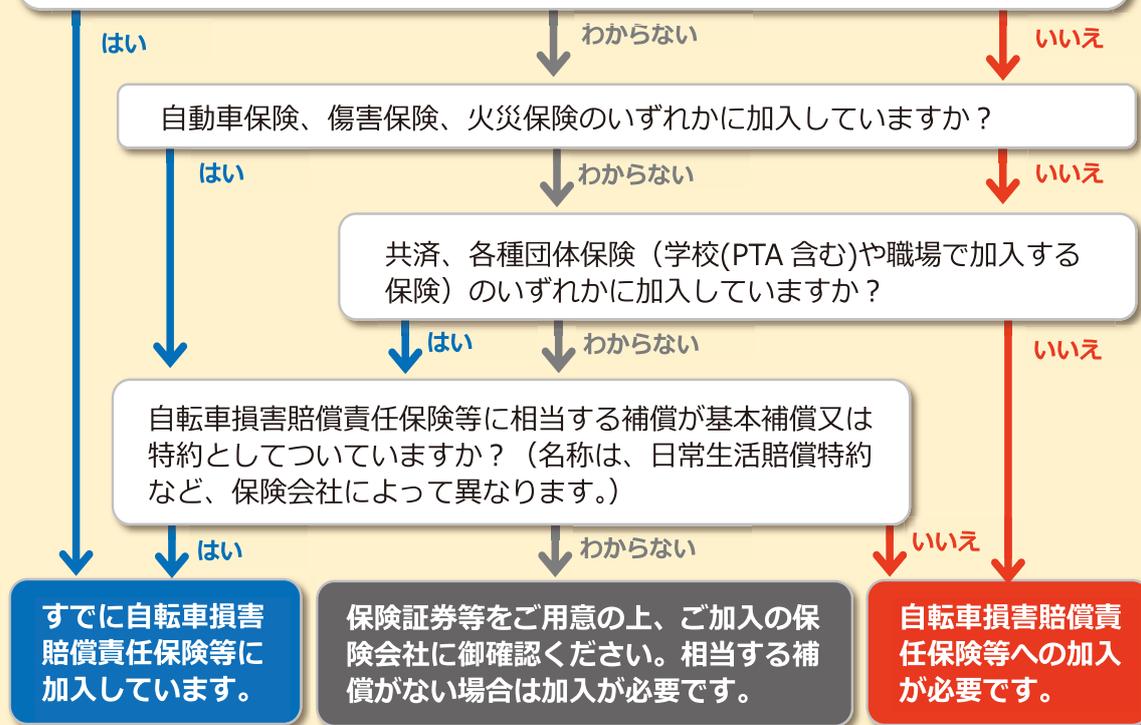
自転車利用者が交通事故の加害者となる高額賠償事例が発生しています。万が一の事故に備え、自転車損害賠償責任保険等に参加しましょう。

高額賠償事例：9,521万円（日本損害保険協会 Web ページより）
男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷を負い、意識が戻らない状態となった。(神戸地方裁判所、平成25(2013)年7月4日判決)

自転車損害賠償責任保険等の加入状況確認シート

自転車損害賠償責任保険等は、自動車保険や火災保険、傷害保険等、他の保険の特約として付帯されている場合もあります。まずはご自身や御家族の加入状況を確認しましょう。(御家族が加入されている保険等で補償対象となっている場合もあります。)

自転車利用中の事故により他人に怪我をさせてしまった場合などに備えて、相手の生命又は身体の損害を補償できる保険等に参加していますか？
※点検整備した自転車に貼られる「TSマーク」も該当します。(期限あり)



自転車乗車用ヘルメットの購入補助制度

県内市町村と協力し「自転車乗車用ヘルメット購入補助制度」を実施します。(一部市町村を除く) 受付開始時期は各市町村で異なりますので、詳しくはお住いの市町村へお問い合わせください。

対象者：県内在住の以下の者

- ①2022年3月31日現在で満7歳以上満18歳以下である児童生徒等
- ②2022年3月31日現在で満65歳以上である高齢者

補助率：ヘルメット購入金額の1/2（1個あたり上限2,000円）
（ただし市町村独自で上乗せ補助を行う場合あり）



問合せ：愛知県防災安全局県民安全課
電話：052-954-6177（ダイヤルイン）

令和3年3月30日
自動車局安全政策課

「事業用自動車総合安全プラン2025」を策定しました

～事業用自動車に係る新たな総合的安全対策をとりまとめ～

国土交通省では、2025年度までを計画期間とする「事業用自動車総合安全プラン2025」を策定しました。

本プランでは、重傷者数、各業態の特徴的な事故に対する削減目標を新たに設定し、依然として発生する飲酒運転、健康起因事故等への対策、先進技術の開発・普及を踏まえた対策、超高齢社会におけるユニバーサルサービス連携強化を踏まえた事故防止対策等を盛り込み、世界に誇る安全な輸送サービスの提供の実現を目指します。

事業用自動車の交通事故については、平成29年に策定した「事業用自動車総合安全プラン2020」に基づき、関係者と一丸となって事故防止対策に取り組んできましたが、今般の新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響、大規模水災害・雪害の激甚化・頻発化、高齢社会の進展、ICT・先進安全技術の急速な発展等、当該プランの策定時から大きな状況の変化がありました。

「事業用自動車に係る総合的安全対策検討委員会」（座長：野尻俊明 流通経済大学学長）において、令和2年度に、事業用自動車が置かれている社会環境、事故状況、重点的に検討する事項等について議論を行い、新たなプランについて検討を行ってまいりました。

このたび、「事業用自動車総合安全プラン2025」がまとめられましたのでお知らせいたします。

<内容については下記URLよりご覧ください。>

○事業用自動車総合安全プラン2025

～安全トライアングルの定着と新たな日常における安全確保～

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/enzen/news/enzenplan2025.html>

【問い合わせ先】

自動車局安全政策課 安原、奥立

TEL：03-5253-8111（内線 41615、41613）

03-5253-8566（直通）

FAX：03-5253-1638



世界に誇る安全な輸送サービスの提供を実現するために、行政・事業者・利用者の「安全トライアングル」により、総力を挙げて事故の削減に取り組むべく、第11次交通安全基本計画と期間を合わせた事業用自動車の安全プランを策定。

ポイント

- 依然として発生する**飲酒運転**、**健康起因事故**等への対策、**先進技術の開発**・**普及**を踏まえた対策、**超高齢社会におけるユニバーサルサービス連携強化**を踏まえた対策
- 新型コロナウイルス感染症拡大、激甚化・頻発化する災害等に対し、**新たな日常**への移行に伴う事業環境変化における安全対策
- **重傷者数に対する削減目標**とともに、業態毎に一層の事故削減を図るため、**各業態の特徴的な事故に対する削減目標**を設定

【重点施策】

1. 「新たな日常」における安全・安心な輸送サービスの実現

- ・新型コロナウイルス感染症拡大に伴う運送労働環境の変化と付帯作業の増加への対応
- ・激甚化・頻発化する災害への対応 等

2. 抜本的対策による飲酒運転、迷惑運転等悪質な法令違反の根絶

- ・飲酒運転事故件数の近年の下げ止まりへの対応
- ・社会的関心の高まる「あおり運転」への対応 等

3. ICT、自動運転等新技術の開発・普及推進

- ・ICTを活用した高度な運行管理の実現
- ・無人自動運転サービスに向けた安全確保 等

4. 超高齢社会におけるユニバーサルサービス連携強化を踏まえた事故の防止対策

- ・依然として多発する乗合バスの車内事故への対応
- ・高齢運転者事故への対応 等

5. 原因分析に基づく事故防止対策の立案と関係者の連携による安全体質の強化

- ・各業態の特徴的な事故への対応
- ・健康に起因する事故の増加への対応 等

6. 道路交通環境の改善

- ・高速道路から生活道路に至る道路ネットワークを体系的に整備し、道路の適切な機能分化を推進する 等

【事故削減目標】

＜全体目標＞

- ① 24時間死者数225人以下、バス、タクシーの乗客死者数ゼロ
- ② 重傷者数2,120人以下
- ③ 人身事故件数16,500件以下
- ④ 飲酒運転ゼロ

＜各業態の個別目標＞

- 【乗合バス】 車内事故件数85件以下
- 【貸切バス】 乗客負傷事故件数20件以下
- 【タクシー】 出会い頭衝突事故件数950件以下
- 【トラック】 追突事故件数3,350件以下

令和3年3月31日
自動車局整備課

大型車の車輪脱落事故撲滅に向けて

～ ホイール・ナットの緩み防止のため新たな点検の実施の方法を導入 ～

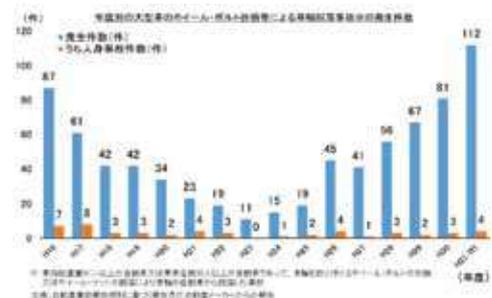
近年、大型車の車輪脱落事故件数が増加していることを踏まえ、ホイール・ナットへのマーキングやホイールナットマーカを活用した新たな点検の実施の方法等を導入します。

1. 改正の概要

近年、大型車の車輪脱落事故件数が増加していることを踏まえ、自動車の点検及び整備の実施方法を自動車使用者が容易に理解できるように定めた「自動車の点検及び整備に関する手引き」（平成19年国土交通省告示第317号）を改正し、ホイールナットマーカ等を活用した新たな点検方法や車齢4年以上の車両に車輪脱落事故が多く発生していることを踏まえ、ホイール・ボルト及びホイール・ナットの交換目安等を規定します。

<大型車の車輪脱落事故件数>

- ・令和元年度の事故件数は過去最大
- ・詳細は令和2年10月30日のプレスリリース参照 (https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000261.html)



① 日常点検の実施の方法

- ・ホイール・ナットへのマーキングやホイールナットマーカを活用した目視によるホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩みの点検の明確化

② 定期点検（3ヶ月ごと）の実施の方法

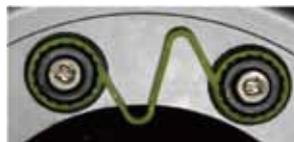
- ・新品から4年を経過したホイール・ボルト及びホイール・ナットを入念に点検することを交換の目安として明記

③ 整備の実施の方法

- ・タイヤ交換手順の明確化
- ・タイヤ交換後の増し締めの実施手順の明確化



ホイール・ナットへのマーキング例



緩みなしの状態



左右のホイール・ナットが緩んだ状態

ホイールナットマーカの装着例

(ホイール・ナット回転指示インジケータ（ISO方式）装着の場合)

2. スケジュール

公 布 : 令和3年3月31日（本日）

施 行 : 令和3年4月1日

<問い合わせ先>

自動車局 整備課 児島、川崎

代表:03-5253-8599（直通）、FAX:03-5253-1639

第50回(令和3年度)近代化基金融資申込公募(推薦)要綱

近代化基金運営要領3-④の規定に基づき、第50回(令和3年度)近代化基金融資を次のとおり公募(推薦)する。

1. 融 資 枠

5億円

2. 公募期間

令和3年4月20日(火)から令和4年2月10日(木)まで。

但し、土・日曜日及び祝日、年末年始は除く。

(注) ①期間内であっても融資推薦申込額が融資枠を上廻った時点で公募を打ち切るものとする。

②郵送による申込は、公募受付期間内の消印のあるものに限る。

但し、公募受付期間内に締切った場合は、締切日までの消印のあるものに限る。

3. 融資対象者

近代化基金による融資対象者は、次の者とする。

1) 個別企業

貨物自動車運送事業法の許可を受けた愛知県内に本社を有する貨物自動車運送事業者で、以下の条件をすべて満たしている個別企業。

①愛ト協の会員となり、6ヶ月以上経過していること。

②申込みの直近までの会費が完納されていること。

③社会保険等に全員加入していること。

2) 共同体又は持株会社

上記1)の者で構成する共同体又は持株会社(傘下の会員事業者に係る資金調達を行う者に限る)。

4. 融資対象物

次のいずれかに該当するものを融資対象物とする。

1) 償還期間10年以内の対象物

(但し、融資対象物件について、減価償却年数が10年を下回る設備は法定耐用年数以内。)

①物流施設(貨物自動車運送事業に係るものに限る)

トラクターミナル・配送センター・倉庫(営業倉庫は不可)・自家用燃料給油施設など

② 福利厚生施設

休憩睡眠施設・浴室（シャワー室）、男女別施設（トイレ・更衣室・休憩室等を含む）など

※ 事務所・土地だけの購入は対象外。

2) 償還期間 5 年以内の対象物

① 荷役機械（パワーゲート等含む）・車両等（但し、新車に限る。）

② 近代化・合理化のための機器（コンピューター・運行管理ソフトウェア等）に要する資金。

③ 設備の『補修・改修』に要する資金。

※新車購入において、タンク等の既存架装を新車に載せ替えする場合は、本融資が対象となる（ポスト新長期融資は対象外）。また、新車への取り付け費用は融資対象となるが、既存車両からの取り外し費用また事務書類製作費などは対象外となる。

5. 融資条件

1) 融資限度額

① 個別企業の融資限度額は、1 億円とする。

但し、申込月の前月末現在の返済残額と融資申込額の和が 1 億円を超えないこととし、申込みは 2 回を限度とする。

② 共同体の融資限度額は、1 億円とする。

但し、申込月の前月末現在の返済残額と融資申込額の和が 1 億円を超えないこととし、申込みは 2 回を限度とする。

※既に 1 億円以上の返済残額がある場合は、返済により残額が 1 億円未満となった場合、本要綱に基づき新たに申し込むことができる。

2) 融資の利率

この制度による借入金に対する利率は、商工中金の所定の利率による。

3) 据置期間

償還期間のうち 6 ヶ月以内とする。

4) 担保及び保証人

この融資を受ける者は、商工中金の定める担保及び保証人を必要とする。
また、当協会において債務保証は行わないものとする。

5) 購入代金の支払方法

この融資を受ける者は、商工中金に預金口座を設け、かつ当該口座から設備代金を販売主・施工主等に直接（手形・小切手の支払いは不可）振込むこと。
また、以下の場合を除き融資の分割実行は認めない。

※融資の分割実行が認められる例

- ①物件又は販売主毎に支払いを要する場合
- ②物流施設を購入し、契約書に基づき「契約時・着工時・引渡時」など契約書に定めた時期に代金を支払う場合
- ③複数の車両を購入し、販売会社に対して納車1台毎に支払う場合

6. 貸出利率 1.00% (令和3年4月1日現在)

1) 低公害車 (CNG車・ハイブリッド車) 及び省エネ関連機器導入に係る融資

愛ト協と全ト協の利子補給率

個別企業の場合	0.3%	(愛ト協0.2%、全ト協0.1%)
共同体的場合	0.3%	(愛ト協0.2%、全ト協0.1%)

実質負担率 (事業者等)	0.70%
--------------	-------

※貸出利率は、商工中金の長期プライムレートに連動するため、今後の経済情勢により変動する。

2) その他の融資

愛ト協の利子補給率

個別企業の場合	0.3%	(愛ト協0.3%)
共同体的場合	0.3%	(愛ト協0.3%)

実質負担率 (事業者等)	0.70%
--------------	-------

※貸出利率は、商工中金の長期プライムレートに連動するため、今後の経済情勢により変動する。

7. 取扱金融機関

商工組合中央金庫 (名古屋支店・熱田支店・豊橋支店) 及びその代理店
(信用組合愛知商銀・愛知県中央信用組合・豊橋商工信用組合)

8. 申込方法

1) 申込方法

融資推薦申込書 (様式1号、2号、3号、4号) に下記の書類を添付し、協会事務局へ1部提出するものとする。

添付書類

- ①物流施設・福利厚生施設については、公図・平面図・見積書・契約書など
- ②荷役機械・車両、機器等については、見積書など

※融資対象外となるもの

自動車関係諸税（消費税を除く）及び諸費用

融資推薦決定通知前に支払った費用（例：手付金）

令和3年3月31日以前に取得・登録した物件・車両

2) 申込用紙の配付方法

愛ト協ウェブサイトからダウンロード

URL <https://ssl.aitokyo.jp/member/josei-yusi/yusi/>

9. 審査及び推薦決定の流れ

1) 受付

申込みの受付については、原則毎月20日締めとする。

※20日が土・日曜日及び祝日の場合はその前日までとする。

2) 承認

申込みのあった事業者については、常任理事会の承認を得た者を推薦する。

3) 決定

推薦を決定したときは、融資推薦適否決定通知書で申込み事業者に通知する。

10. 遵守事項

1) 遵守事項

融資推薦申込書に記載の事業計画通り、当該年度内に事業を完了すること。

但し、物流施設・福利厚生施設については2ヵ年度にわたり一体的な整備が必要な不動産投資等の場合は、更に1年間延長できるが、事前に愛ト協へ連絡の上、承認を得ること。

2) 設備完成後の手続き

物件（車両）の完成（購入）後、速やかに設備完成報告書（愛ト協から郵送する融資推薦適否決定通知書に同封）により報告すること。

なお、本制度を利用して取得した物件は、推薦融資申込事業者の名義にする必要がある。同様に、購入した車両の車検証は、所有者・使用者とも推薦融資申込事業者の名義にする必要がある。

3) 事業計画の変更

推薦後、事業計画に変更が生じた場合は、事業計画変更届の提出が必要となるので、愛ト協事務局へ申し出ること。推薦金額の変更が伴う場合、当初推薦決定金額を上回る変更はできない。（この場合、当該推薦融資を取り下げ、再度新たに推薦融資の申込みをする必要がある。）

※申し出が必要な事業計画の変更

推薦金額（借入金額）／車両や物件の価格／物件の種類／車両の型式／購入数／償還期間など

4) 商工中金との取引資格

本制度を利用するにあたっては、次のいずれかに該当する商工中金との貸出取引資格を具備しなければならない。

- ① 商工中金に対し出資している協同組合等の団体又はその構成員であること。
- ② 商工中金の代理店となっている信用組合の構成員であること。
※この場合、当該信用組合を通じてのみ代理貸付が受けられる。
- ③ 上記の①②に該当しない事業者は、商工中金が取り扱う愛知火災共済に出資していること。

11. 問い合わせ先

一般社団法人 愛知県トラック協会 総務部 財務室

☎ 052-825-5000 (ダイヤルイン)

第11回(令和3年度)ポスト新長期規制適合車導入に係る近代化基金 融資申込公募(推薦)要綱

近代化基金運営要領3-④の規定に基づき、第11回(令和3年度)ポスト新長期規制適合車導入に係る近代化基金融資を次のとおり公募(推薦)する。

1. 融 資 枠

25億円

2. 公募期間

令和3年4月20日(火)から令和4年2月10日(木)まで。

但し、土・日曜日及び祝日、年末年始を除く。

(注) ①期間内であっても融資推薦申込額が融資枠を上廻った時点で公募を打ち切るものとする。

②郵送による申込は、公募受付期間内の消印のあるものに限る。

但し、公募受付期間内に締切った場合は、締切日までの消印のあるものに限る。

3. 融資対象者

近代化基金による融資対象者は、次の者とする。

1) 個別企業

貨物自動車運送事業法の許可を受けた愛知県内に本社を有する貨物自動車運送事業者で、以下の条件をすべて満たしている個別企業。

①愛ト協の会員となり、6ヶ月以上経過していること。

②申込みの直近までの会費が完納されていること。

③社会保険等に全員加入していること。

4. 融資対象物

1) ポスト新長期規制適合車の新車購入に要する資金

※「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示」(平成20年3月25日国土交通省告示第348号)による改正後の「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」(平成14年7月15日国土交通省告示第619号)に定める排出基準値に適合する事業用貨物自動車(ポスト新長期規制適合車)を購入するものをいう。【対象となる購入車両については別表1参照。】

5. 融資条件

1) 融資限度額

融資限度額は、5千万円とする。

※この制度については、返済残額の有無は問わない。

※申込みについては2回を限度とする。

2) 融資の利率

この制度による借入金に対する利率は、商工中金の所定の利率による。

3) 償還期間及び据置期間

対 象 物	償 還 期 間	据 置 期 間
車 両 等	5 年 以 内	償還期間のうち 6ヶ月以内

4) 担保及び保証人

この融資を受ける者は、商工中金の定める担保及び保証人を必要とする。
また、当協会において債務保証は行わないものとする。

5) 購入代金の支払方法

この融資を受ける者は、商工中金に預金口座を設け、かつ当該口座から設備代金を販売主に直接(手形・小切手の支払いは不可)振込むこと。
また、以下の場合を除き融資の分割実行は認めない。

※融資の分割実行が認められる例

①販売主毎に支払いを要する場合

②複数の車両を購入し、販売会社に対して納車1台毎に支払う場合

6. 貸出利率 1.00% (令和3年4月1日現在)

愛ト協と全ト協の利子補給率 0.3% (愛ト協0.2%、全ト協0.1%)

実質負担率(事業者等)	0.70%
-------------	-------

※貸出利率は、商工中金の長期プライムレートに連動するため、今後の経済情勢により変動する。

7. 取扱金融機関

商工組合中央金庫(名古屋支店・熱田支店・豊橋支店)及びその代理店
(信用組合愛知商銀・愛知県中央信用組合・豊橋商工信用組合)

8. 申込方法

1) 申込方法

融資推薦申込書（様式1号、2号、3号、4号）に下記の書類を添付し、協会事務局へ1部提出するものとする。

添付書類

①見積書

※融資対象外となるもの

自動車関係諸税（消費税を除く）及び諸費用

融資推薦決定通知前に支払った費用

令和3年3月31日以前に登録した車両

2) 申込用紙の配付方法

愛ト協ウェブサイトからダウンロード

URL <https://ssl.aitokyo.jp/member/josei-yusi/yusi/>

9. 審査及び推薦決定の流れ

1) 受付

申込みの受付については、原則毎月20日締めとする。

※20日が土・日曜日及び祝日の場合はその前日までとする。

2) 承認

申込みのあった事業者については、常任理事会の承認を得た者を推薦する。

3) 決定

推薦を決定したときは、融資推薦適否決定通知書で申込み事業者に通知する。

10. 遵守事項

1) 遵守事項

融資推薦申込書に記載の事業計画通り、当該年度内に事業を完了すること。

2) 設備完成後の手続き

車両購入後、速やかに設備完成報告書（愛ト協から郵送する融資推薦適否決定通知書に同封）により報告すること。

なお、本制度を利用して購入した車両の車検証は、所有者・使用者とも推薦融資申込事業者の名義にする必要がある。

3) 事業計画の変更

推薦後、事業計画に変更が生じた場合は、事業計画変更届の提出が必要となるので、愛ト協事務局へ申し出ること。推薦金額の変更が伴う場合、当初推薦決定金額を上回る変更はできない。（この場合、当該推薦融資を取り下げ、再度新たに推薦融資の申込みをする必要がある。）

※申し出が必要な事業計画の変更

推薦金額（借入金額）／車両の価格／車両の種類／車両の型式／購入
台数／償還期間

4) 商工中金との取引資格

本制度を利用するにあたっては、次のいずれかに該当する商工中金との貸出取引資格を具備しなければならない。

①商工中金に対し出資している協同組合等の団体又はその構成員であること。

②商工中金の代理店となっている信用組合の構成員であること。

※この場合、当該信用組合を通じてのみ代理貸付が受けられる。

③上記の①②に該当しない事業者は、商工中金が取り扱う愛知火災共済に出資していること。

11. 問い合わせ先

一般社団法人 愛知県トラック協会 総務部 財務室

☎ 052-825-5000 (ダイヤルイン)

(別表)

■ポスト新長期規制適合車の識別記号(3桁の組み合わせ記号)

1桁目			2桁目			3桁目			
排出ガス規制年	低排出ガス認定	識別記号	燃料の別	ハイブリッドの有無 (重量車燃費基準達成又は適用状況)	識別記号	用途	重量条件等	識別記号	
平成21年規制	無	L	軽油	有(未達成又は不適用)	C	貨物車	車両総重量が1.7トン以下	E	
	50	M		無(未達成又は不適用)	D		車両総重量が1.7トン超、3.5トン以下	F	
	75	R		有(達成/重量車)	J		車両総重量が3.5トン超	G	
	10	Q		無(達成/重量車)	K				
平成22年規制	無	S			有(5%達成/重量車)	N			
	10	T			無(5%達成/重量車)	P			
	無	2			有(10%達成/重量車)	Q			
平成28年規制					無(10%達成/重量車)	R			
					有(15%達成/重量車)	S			
					無(15%達成/重量車)	T			

例)

①平成22年度規制で低排出ガス認定有
②軽油車でハイブリッド無
③重量車燃費基準達成
④車両総重量3.5トン超



識別記号は「TKG-」となります。

令和3年4月1日

各位

一般社団法人愛知県トラック協会

令和3年度 近代化基金推薦融資公募5月 (第1回)締切日のお知らせ

令和3年度 近代化基金融資推薦については、公募申込みの締切を毎月20日(土・日の場合は直前の金曜日)としていますが、5月分(第1回締切)は、常任理事会の日程の都合上、受付期間を4月20日(火)～5月10日(月)とさせていただきますので、ご了承下さい。

なお、ご不明な点がある場合は下記までお問い合わせ下さい。

◇問い合わせ先：愛知県トラック協会 総務部財務室

TEL 052-825-5000 (ダイヤルイン)

令和3年度整備管理者選任前研修開催のお知らせ

令和3年度の「整備管理者選任前研修」を下記のとおり開催しますのでお知らせします。

本研修は、自動車整備士の資格を取得されていない方で、これから整備管理者の資格要件を取得される方を対象とした研修です。

当研修の対象者

自動車の点検・整備又は整備の管理について2年以上の実務経験を有し、整備管理者に選任されようとしている方

整備管理者の資格要件

自動車の点検・整備又は整備の管理について2年以上の実務経験を有し、かつ本研修を修了された方

自動車整備士（一級、二級又は三級）の資格を取得されている方（本研修の受講の必要はありません。）

研修当日の注意事項につきましては、後日支局から送付する受講票をご確認ください。

ご理解ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

さらに、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、受講者数を大幅に制限しております。

現時点で真に受講が必要な方のみお申し込みください。

大幅に制限した場合であっても、今後の状況によっては中止することもございますのであらかじめご承知おきください。

研修日程

	研修日	申込期間 (締切日消印有効)	受講票発送予定日 (一斉発送)
第一回	令和3年 6月 4日(金)	4月19日(月)から 4月30日(金)	令和3年 5月21日(金)
第二回	令和3年 7月14日(水)	5月 30日(月)から 6月11日(金)	令和3年 6月25日(金)
第三回	令和3年 9月15日(水)	8月 2日(月)から 8月13日(金)	令和3年 9月 3日(金)
第四回	令和3年11月10日(火)	9月20日(月)から10月 1日(金)	令和3年10月22日(金)
第五回	令和4年 2月 1日(火)	12月 6日(月)から12月17日(金)	令和4年 1月 7日(金)

研修会場

名古屋市中川文化小劇場 3階 ホール(第1回～第5回)

所在地:名古屋市中川区吉良町178番地の3

※第4回第5回は**会場が変更になる場合**がございます。

会場などが変更になりましたら研修日の3か月前までに愛知運輸支局のホームページにて公表いたします。

研修時間

12:30～ 16:00(受付開始 11:30～) ※受付開始時間は予告なく変更する場合があります。

募集定員

各200名

申込締切日前であっても定員に達した場合は申込を締め切ります。

※新型コロナウイルスの感染状況により、定員が変更になる場合があります。

新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、受講者数を大幅に制限しております。

現時点で真に受講が必要な方のみお申込みください。

受講手続

受講申込書に必要な事項を記載し以下の書類を調べて愛知運輸支局保安担当へ郵送により申し込み願います。

返信用封筒にて受講票を送付します。研修当日は受講票を忘れずにお持ちください。

申込に必要な書類

① 「整備管理者選任前研修受講申込書」(以下「受講申込書」)

入手方法:支局窓口に直接お越しいただくか又は以下ページからダウンロード及び印刷をお願いします。(研修当日も必要となりますので、送信後なくさないように保管願います。)

② 本人確認書類の写し

運転免許証、住民票その他公的機関が発行したものの写しであって、受講者の氏名、生年月日が確認できるもの。明瞭なものをご用意ください。

③ 返信用の封筒

返信先の記入と必要な額の切手を貼り付けてください。(郵送で受講票を送付します)

※申込方法が急遽変更になる場合があります。ご注意ください。

費用

無料

注意事項

- 研修日の一週間前になっても受講票が届かない場合はお問い合わせください。
- 受講申込書の連絡先は携帯電話、会社等、日中連絡が可能なものを記入願います。
- 研修会場までは、交通機関の事故、交通混雑、乗り継ぎなどで予想以上に時間が掛かることがありますので、十分な余裕をもって来てください。
- **研修会場には、公共交通機関を利用して来てください。**
- 受講票には、研修会場地図が記載されていますが、事前に市販の地図などによって、会場までの道順や所要時間などを十分確認しておいてください。
- 受講票には、注意事項が記載されていますので、確認願います。
- 研修当日、ゴミ(弁当、飲み物など)は、必ず各自がお持ち帰りください。研修会場に捨てることはできません。
- 貴重品は必ず身に付けてください。研修会場における盗難、紛失について、一切の責任を負いません。
- **本年度につきましては、新型コロナウイルスの感染状況により、研修が中止となる場合があります。**
- **研修が中止の場合、受講票に代えて中止の案内をお送りいたします。**
- **また、遅くとも研修の1週間前には、愛知運輸支局ホームページ上でも中止の案内をお知らせいたします。そのうえで募集した後に中止になった場合は何らかの方法でご本人に伝達する方針です。**
- **なお、当日、出席者の方は、各自体温を計測の上お越しいただき、マスク着用での受講をお願いいたします。**
- **なお当日の体温が 37.5℃以上の方、マスクを着用されていないその他職員の指示に従うことができない方は研修の受講をお断りする場合があります。**
-

問い合わせ先

中部運輸局愛知運輸支局 保安担当

所在地: 〒454-8558 名古屋市中川区北江町 1-1-2

TEL:052-351-5382

© CHUBU DISTRICT TRANSPORT BUREAU , AICHI TRANSPORT BRANCH OFFICE All rights reserved.

申込期間外の申込は受講をお断りすることがございます。あしからずご了承下さい。

令和3年度整備管理者選任前研修受講申込書

愛知運輸支局長 殿

整備管理者選任前研修を受講したいので、別紙書類を添えて申し込みます。

希望日に○		研修日	申込期間
	第1回	令和3年 6月 4日(金)	4月 19日(月) ~ 4月 30日(金)
	第2回	令和3年 7月 14日(水)	5月 30日(月) ~ 6月 11日(金)
	第3回	令和3年 9月 15日(水)	8月 2日(月) ~ 8月 13日(金)
	第4回	令和3年 11月 10日(木)	9月 20日(月) ~ 10月 1日(金)
	第5回	令和4年 2月 1日(火)	12月 6日(月) ~ 12月 17日(金)

ふりがな	
受講者の氏名	(昭和・平成 年 月 日生)
ふりがな	(〒 -)
受講者の住所	
業態の別 (該当箇所に○をつけて下さい) 事業用：1. バス 2. タクシー 3. トラック 4. 貨物軽 自家用：5. レンタカー 6. 自家用その他 (自家用バス・自家用大型車等)	
連絡先 (9時から17時に連絡がとれるもの)	TEL :

※所属事業者(営業所名)

TEL :

FAX :

下記を添付の上、愛知運輸支局整備保安担当まで郵送して下さい。

- ・ **本申込書**
- ・ **返信先の住所を記載し切手を貼った返信用封筒**
- ・ **本人確認書面の写し** (自動車免許証、住民票等公的機関が証明したものに限りませぬ。)

* 郵送先 中部運輸局愛知運輸支局 整備・保安担当
〒454-8558 名古屋市中川区北江町1-1-2

- 注1. 直接整備保安担当窓口に申し込む場合でも、すべての提出が必要です。
注2. 研修開催のお知らせに記載の注意事項に留意し申込してください。
注3. 各回申込締切後の受講希望者、受講希望日の変更はできません。
注4. 1度に複数名の受講を申請される方は返信する際の料金(切手代)に注意して下さい。

令和3年度 警察関係表彰のお知らせ

優良運転者・県警本部長表彰候補者の推薦について（1事業者2名以内）

この表彰は、県警本部長並びに県交通安全協会長の連名により表彰が行われるものです。

○推薦条件（R03.4.30起算）

運 転 経 験	10年以上（H23.4.30以前から）
営業用トラック運転	8年以上（H25.4.30以前から）
無事故・無違反	8年以上（H25.4.30以前から）
そ の 他	1. 主たる運転地が愛知県内であること 2. 愛知県又は岐阜、三重、静岡県 of 居住者で愛知県内の事業所勤務の者 3. 本表彰を過去において受賞した者は重複受賞不可

交通栄誉章『緑十字銅章』候補者の推薦について（1事業者2名以内）

この表彰は、過去に上記の県警本部長表彰を受賞された方であり、引き続き無事故・無違反、かつ日常の勤務成績優秀な営業用トラック運転者を対象に表彰が行われるものです。

○推薦条件（R03.4.30起算）

運 転 経 験	15年以上（H18.4.30以前から）
営業用トラック運転	13年以上（H20.4.30以前から）
無事故・無違反	13年以上（H20.4.30以前から）
県警本部長表彰	平成27年度以前に受賞
そ の 他	1. 主たる運転地が愛知県内であること 2. 愛知県又は岐阜、三重、静岡県 of 居住者で愛知県内の事業所勤務の者 3. 本表彰を過去において受賞した者は重複受賞不可

中部管区警察局長表彰候補者の推薦について（1事業者2名以内）

この表彰は、過去に上記の交通栄誉章『緑十字銅章』を受賞された方であり、引き続き無事故・無違反、かつ日常の勤務成績優秀な営業用トラック運転者を対象に表彰が行われるものです。

○推薦条件（R03.4.30起算）

運 転 経 験	20年以上（H13.4.30以前から）
営業用トラック運転	18年以上（H15.4.30以前から）
無事故・無違反	8年以上（H25.4.30以前から）
緑十字銅章	平成27年度以前に受賞
そ の 他	1. 主たる運転地が愛知県内であること 2. 愛知県又は岐阜、三重、静岡県 of 居住者で愛知県内の事業所勤務の者 3. 本表彰を過去において受賞した者は重複受賞不可

1. 各表彰の提出書類

- ① 推薦名簿 (Excel) 1部
(メールにて提出)
- ② 経歴書 (Excel) 推薦者1人につき推薦表彰様式1部
(メールにて提出) [本部長表彰(様式第1)、緑十字銅章(様式第2)、中部管区(様式第3)]
- ③ 無事故・無違反証明書 (原本) 推薦者1人につき1部
(郵送にて提出・コピー不可)

※【①推薦名簿】と【②経歴書】の様式は、愛ト協ホームページからダウンロードしてください。
※年齢は令和3年9月16日時点での満年齢を記入してください。
※【③無事故・無違反証明書】は、令和3年4月1日以降に自動車安全運転センターへ申請願います。なお、運転記録証明書は不可となります。

2. 提出書類入力の注意事項

- ・入力事項に誤りがないよう必ずご確認の上、正確に入力して下さい。
- ・【②経歴書】に記載されている順位の欄は入力しないで下さい。
- ・各表彰の推薦は、1事業者2名までといたします。

3. 提出方法と提出期限

※書類によって、提出方法が異なるのでご注意ください。

【①推薦名簿】と【②経歴書】は . . .

Excel形式のまま指定アドレス award@aitokyo.jp にご送信下さい。

【③無事故・無違反証明書】は . . .

下記の住所まで**原本を郵送**してください。

(〒467-8555 名古屋市瑞穂区新開町12-6 (一社)愛知県トラック協会 総務課)

提出期限：令和3年5月21日(金)

4. 受賞者決定の時期と通知

- ・受賞者の決定は9月中旬の予定です。
- ・事業者宛に10月中旬頃、受賞のみの通知をいたします。
- ・各表彰とも、推薦条件を満たしているものは全て警察本部へ提出致しますが、審査決定は同本部で行われますので、ご期待に添えない場合がございます。

5. 問い合わせ先

(一社)愛知県トラック協会 総務課
〒467-8555 名古屋市瑞穂区新開町12-6
指定 Email: award@aitokyo.jp

適正化事業に係る指導結果 (令和3年1月～3月)

愛知県貨物自動車運送適正化事業実施機関

◆ 当実施機関は貨物自動車運送事業法第39条1項の規定に基づき、トラック協会の会員／非会員問わず全ての貨物自動車運送事業者（所）を対象に、輸送の安全を阻害する行為の防止等に係る法定遵守に関する巡回指導を行っています。令和3年1月から3月における巡回指導実施結果と主な指摘項目は以下のとおりです。

●巡回件数

巡回件数	通常	新規	特別	霊柩・急便	合計
件数	59	84	2	0	145

○通常巡回・・・年度計画に基づき実施する巡回指導（Gマーク事業所に係る巡回指導を含む）
 ○新規巡回・・・新規許可事業所又は事業計画変更認可となった新設事業所に実施する巡回指導
 ○特別巡回・・・運輸支局より情報提供又は労働局通報による巡回指導

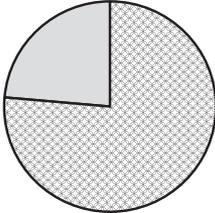
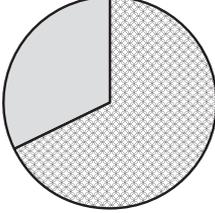
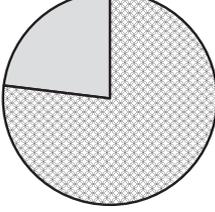
○ 総合評価は巡回指導指針に従い、確認した調査項目を母数として、そのうち「適」の占める割合によって評価します。

●総合評価

評価	A	B	C	D	E	その他
件数	75	43	20	3	2	2

「A」 90%以上 「B」 80%以上90%未満 「C」 70%以上80%未満
 「D」 60%以上70%未満 「E」 60%未満 「その他」 指導項目15項目以下

●指摘件数上位3項目（事業所数）

<p style="text-align: center;">○点呼の実施</p>  <p style="text-align: right;">「適」 111件 「否」 34件</p>	<p style="text-align: center;">○点呼の実施 否の詳細</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 70%;">対面点呼一部未実施</td> <td style="text-align: right;">41%</td> </tr> <tr> <td>日報との齟齬あり</td> <td style="text-align: right;">24%</td> </tr> <tr> <td>点呼のタイミング不適切</td> <td style="text-align: right;">21%</td> </tr> <tr> <td>中間点呼未実施</td> <td style="text-align: right;">14%</td> </tr> </tbody> </table> <p>要因 ・ 運行管理者の業務多忙により、点呼が実施できない。</p>	対面点呼一部未実施	41%	日報との齟齬あり	24%	点呼のタイミング不適切	21%	中間点呼未実施	14%
対面点呼一部未実施	41%								
日報との齟齬あり	24%								
点呼のタイミング不適切	21%								
中間点呼未実施	14%								
<p style="text-align: center;">○特定運転者指導</p>  <p style="text-align: right;">「適」 70件 「否」 33件</p>	<p style="text-align: center;">○特定運転者指導 否の詳細</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 70%;">事故歴未把握</td> <td style="text-align: right;">97%</td> </tr> <tr> <td>未揭示</td> <td style="text-align: right;">3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>要因 ・ 全員の記録をセーフティラリーで取得し、雇入れ時は未取得である。 ・ 雇入れ時の運転者の事故歴を口頭確認で済ませている。</p>	事故歴未把握	97%	未揭示	3%				
事故歴未把握	97%								
未揭示	3%								
<p style="text-align: center;">○適性診断（初任・適齢）</p>  <p style="text-align: right;">「適」 84件 「否」 25件</p>	<p style="text-align: center;">○適性診断（初任・適齢） 否の詳細</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 70%;">初任運転者診断未受診</td> <td style="text-align: right;">76%</td> </tr> <tr> <td>適齢運転者診断未受診</td> <td style="text-align: right;">24%</td> </tr> </tbody> </table> <p>要因 ・ 業務を優先し、受診を後回しにしてしまい、その後未受診である。 ・ 65歳で受診するが、その後3年ごとの受診を失念していた。</p>	初任運転者診断未受診	76%	適齢運転者診断未受診	24%				
初任運転者診断未受診	76%								
適齢運転者診断未受診	24%								

指導項目一覧

1	1	主たる事務所や営業所の名称、位置の変更
	2	営業所配置の事業用自動車数の変更
	3	自動車車庫の位置及び収容能力の変更
	4	休憩・睡眠施設の位置、収容能力
	5	休憩・睡眠施設の保守、管理
	6	役員・社員・特定事業者等届出事項の変更
	7	自家用貨物自動車の違法な営業類似行為
	8	名義貸し、事業の貸渡し等
2	9	事故記録の記録、保存
	10	自動車事故報告書の提出
	11	運転者台帳の作成、保存
	12	車両台帳の作成、記入等
	13	事業報告書及び事業実績報告書の提出
3	14	運行管理規の制定
	15	運行管理者の選任、届出
	16	運行管理者の定期的な受講
	17	事業計画による必要な運転者数の確保
	18	過労防止の勤務時間、乗務時間等の適切な管理
	19	過積載による運送
	20	点呼の実施及びその記録、保存
	21	運転日報の作成・保存
	22	運行記録計による記録や保存・活用
	23	運行指示書の作成、指示、携行、保存
	24	乗務員に対する指導監督の実施
4	25	特定の運転者に対する特別な指導の実施
	26	特定の運転者に対する適性診断の受診
	27	整備管理規程の制定
	28	整備管理者の選任、届出
	29	整備管理者の定期的な受講
5	30	日常点検の実施
	31	定期点検の実施、保存
	32	就業規則が制定され、届出されているか。
	33	36協定の締結、届出
6	34	労働時間や休日労働の管理
	35	健康診断の実施、記録・保存
7	36	労災保険・雇用保険の加入
	37	健康保険・厚生年金保険の加入
7	38	運輸安全マネジメントの実施

巡回指導時の輸送量・運賃収受等に関する アンケート調査結果 (令和3年 1月～3月)

巡回指導時に実施したアンケート結果は下記の通りです。

■主なアンケート内容：輸送品目、輸送量・運賃収受等の前年比較

○輸送量の増減・運賃収受動向総括表

データ 上段：件数（単位＝件）
下段：比率（単位＝％）

荷主別区分				調査件数	輸送量増減			運賃収受		
コード	業種	業種内訳・主な輸送品目	増加		横這	減少	上昇	横這	下降	
製造業	01	食料品	荷主：食品メーカー 加工食品・食材、乳製品、菓子類…その他	15	3	5	7	2	10	3
				100	20	33.3	46.7	13.3	66.7	20
	02	金属 (鉄鋼・非鉄)	荷主：鉄鋼、銅、アルミ、その他金属メーカー 鋼材、銅・アルミ材、鉄鋼二次製品…その他 (製鉄原料、スクラップ等も含む)	13	1	5	7	1	9	3
				100	7.7	38.5	53.8	7.7	69.2	23.1
	03	自動車	荷主：自動車・関連部品メーカー 完成車、部品…その他 (2輪車、重機等も含む)	27	1	9	17	0	22	5
				100	3.7	33.3	63	0	81.5	18.5
	04	機械・電機	荷主：機械・電機メーカー 工作・精密・一般機械・家電・重電・電子機器 …その他	10	2	2	6	1	6	3
100				20	20	60	10	60	30	
05	石油・化学	荷主：石油精製・化学メーカー 軽・重油、ガソリン、油脂、 化学薬品、化学繊維、樹脂…その他	5	1	1	3	0	5	0	
			100	20	20	60	0	100	0	
06	その他製造業	荷主：01～05以外のメーカー全て 紙、繊維、衣料品、家庭用品、家具・什器、 医薬・化粧品、事務用品、玩具…その他	23	2	10	11	0	18	5	
			100	8.7	43.5	47.8	0	78.3	21.7	
製造業計				93	10	32	51	4	70	19
				100	10.8	34.4	54.8	4.3	75.3	20.4
非製造業	07	流通・サービス	荷主：百貨店、スーパー、コンビニチェーン 上記で扱うもの全て	0	0	0	0	0	0	0
				0	0	0	0	0	0	0
	08	建設・土木	荷主：ゼネコン、資材リース、生コン業者 生コン、土石、鉄骨、建築資材、仮設資材、 建設用重機…その他	18	0	6	12	1	14	3
				100	0	33.3	66.7	5.6	77.8	16.6
	09	運輸・倉庫	荷主：陸海運輸、倉庫業者、商社 上記の下請け(扱うもの全て) 海上コンテナ	5	0	2	3	0	3	2
				100	0	40	60	0	60	40
	10	農林・水産	荷主：農・林・水産業者、農・漁協 米・その他穀類、野菜、魚介類、木材 …その他	3	1	0	2	1	2	0
100				33.3	0	66.7	33.3	66.7	0	
11	廃棄物	荷主：自治体、清掃組合、一般企業 一般・産業廃棄物、し尿…その他	1	1	0	0	0	1	0	
			100	100	0	0	0	100	0	
12	その他非製造業	荷主：新聞、出版、電力、ガス、その他個人・法人 宅配・航空・引越貨物、書籍・印刷物、郵便、 石油・LNG・石炭…その他	17	4	8	5	2	12	3	
			100	23.5	47.1	29.4	11.8	70.6	17.6	
非製造業計				44	6	16	22	4	32	8
				100	13.6	36.4	50	9.1	72.7	18.2
全業種合計				137	16	48	73	8	102	27
				100	11.7	35	53.3	5.8	74.5	19.7

※調査方法：主要荷主1社を対象に前年同期比を確認

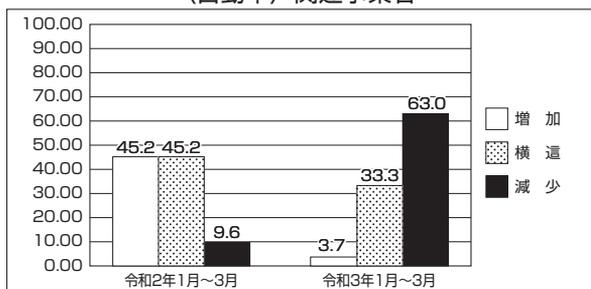
輸送量増減・運賃収受の動向(令和3年1月～3月)

1. 輸送量の増減

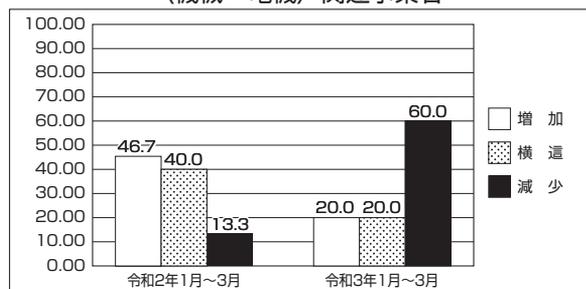
〔概況〕

新型コロナウイルスの影響により、全体的に減少傾向が見受けられる。

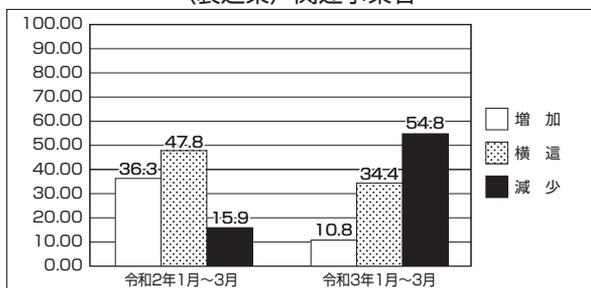
〈自動車〉関連事業者



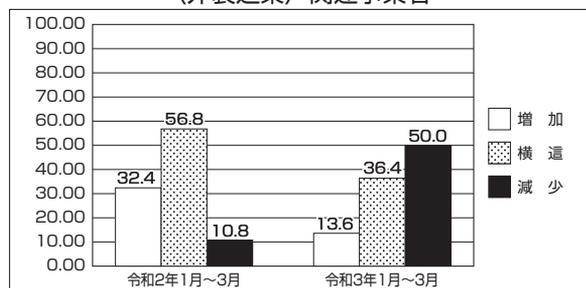
〈機械・電機〉関連事業者



〈製造業〉関連事業者



〈非製造業〉関連事業者

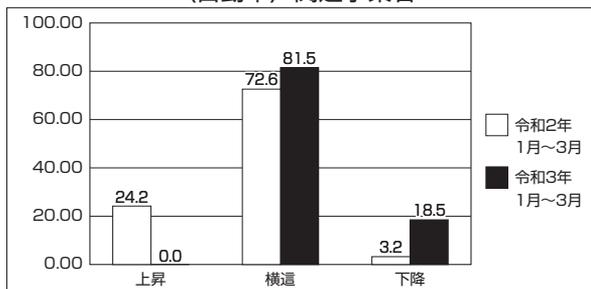


2. 運賃収受

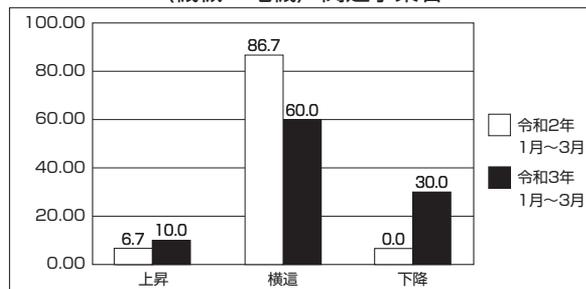
〔概況〕

新型コロナウイルスの影響により、全体的に横這いもしくは下降傾向が見受けられる。

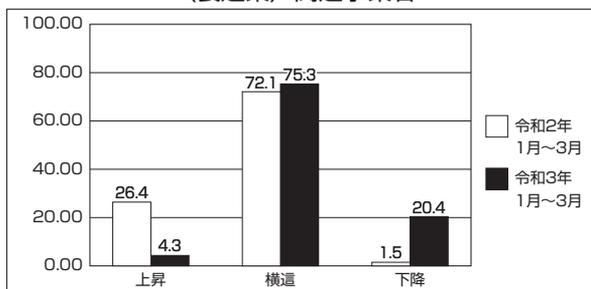
〈自動車〉関連事業者



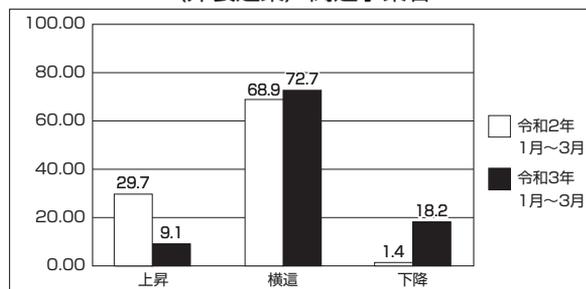
〈機械・電機〉関連事業者



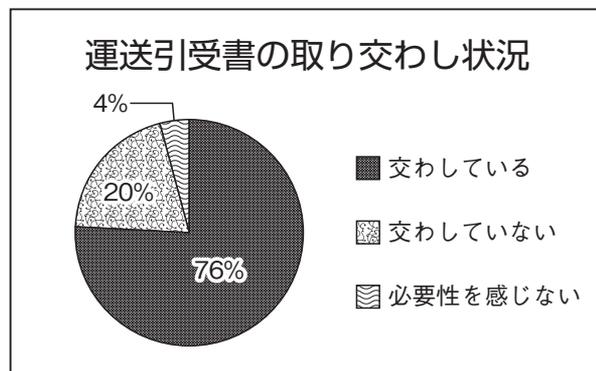
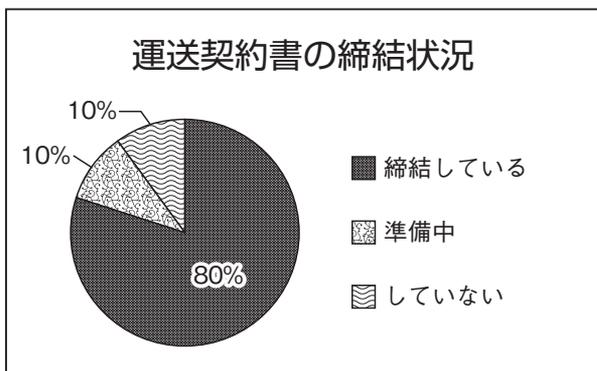
〈製造業〉関連事業者



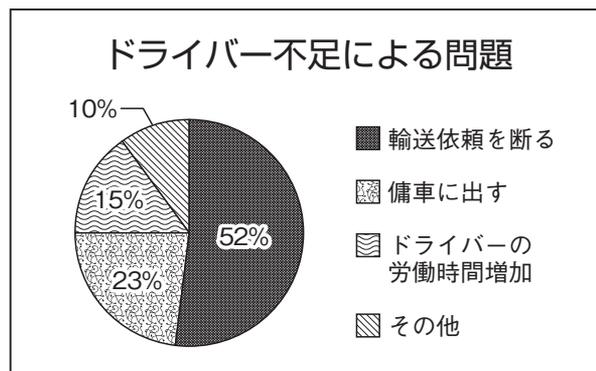
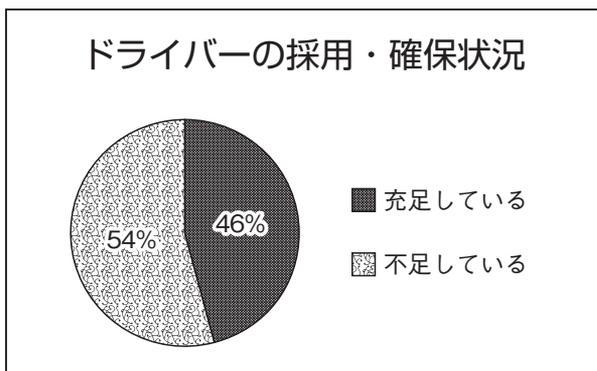
〈非製造業〉関連事業者



3. 書面化関係



4. ドライバー関係

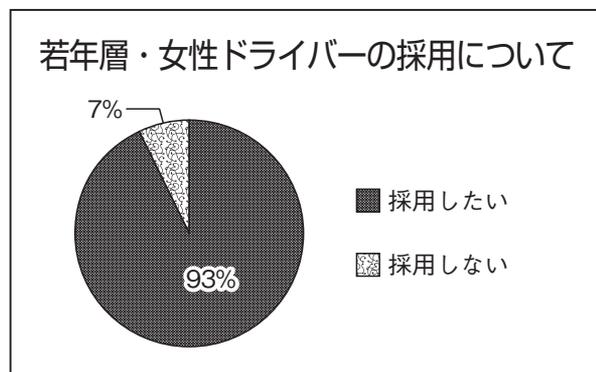
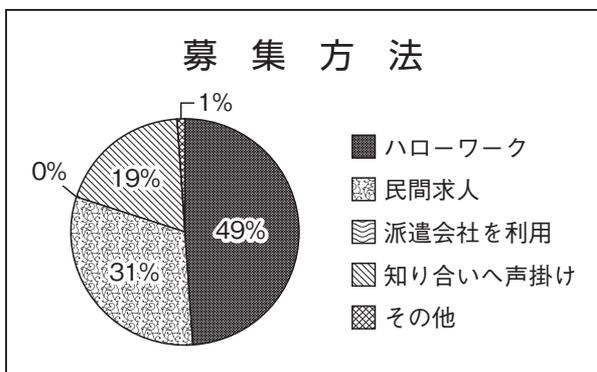


【充足している主な理由】

- ・ 仕事をドライバー数に合わせ減少させたため

【不足している主な理由】

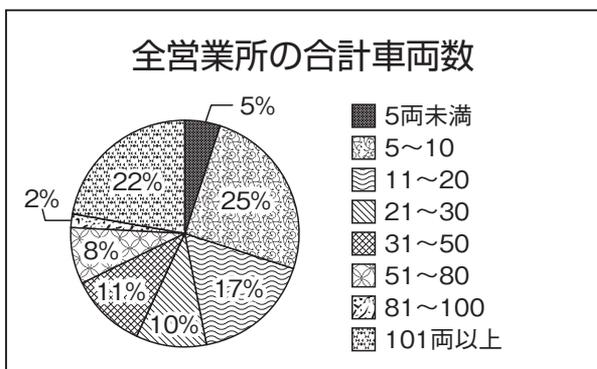
- ・ 募集をかけても応募がない、定着率が悪い、高齢化による退職者の補充ができていない等



【採用したい主な理由】

- ・ 高齢ドライバーと交代させたい
- ・ 若い労働力が欲しい

5. 車両関係



令和3年度「『重要物流道路』の指定に関する要望」の受付について

平素は当協会の事業運営に格別なるご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、「重要物流道路」につきましては、令和3年4月1日現在、供用中の区間(約35,600 km)について国土交通大臣が指定しております。

その後、各都道府県トラック協会から当協会へ寄せられた追加指定要望区間の中から整備イメージが明確な59区間(未供用49区間、供用中10区間)について、令和2年11月10日に国土交通省の吉岡道路局長あてに追加指定の要望を行ったところです。

しかし、未供用区間の追加指定は今日まで行われていないことから、令和3年度も引き続き要望活動を展開し、トラックの効率輸送を高めるための道路整備が実現できるよう努めて参りたいと考えております。

つきましては、新たに追加すべき区間がございましたらご要望頂きますよう、ご案内申し上げます。

【重要物流道路とは】

平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため物流上重要な道路輸送網として国土交通大臣が指定した路線で、機能強化や重点支援が実施されます。

今後、トラック事業者が働き方改革を実現し、更に社会貢献していく上で、トラックの輸送効率化を高めるための道路整備が必要となります。また、「重要物流道路」に指定され、指定区間に集中投資がなされる事により、高速道路の新設、既存道路の拡幅や立体交差化などの機能強化が行われれば、トラック輸送がより効率的かつスムーズに行えることとなります。

【要望のご提出方法】

愛知県トラック協会 HP に専用サイトを設けております。「提出票」をダウンロードの上、必要事項をご記入頂き、提出票に記載されたメールアドレスへご提出下さい。(提出は全日本トラック協会となります)

【申し込み期限】

令和3年5月31日(月)

～助成金を申請する際の注意点～

5月7日（金）より、本年度の助成金申請書の受付を開始致します。助成金申請書をご提出の際、下記の点にご協力をお願い致します。

- ・4月定期発送で同封した「令和3年度助成事業のご案内」をよく確認すること。
- ・愛知県トラック協会のHPで本年度の申請書類一式がダウンロード可能。
昨年度の申請書類は使用禁止。
- ・用紙はA4サイズに統一する。
- ・申請書表紙に代表社印を2カ所（右上の代表者名と捨て印）押印する。
- ・郵送での提出の場合は、返信用の封筒を同封する。

～運行管理者試験に合格された方～

令和2年度第2回運行管理者試験に合格された方は、運輸支局に資格者証の交付申請手続きをされて下さい。合格発表から3ヶ月以内に申請を行わないと、合格が無効となりますのでご注意ください。

「標準的な運賃」の届け出について

令和2年4月に国土交通省より告示された標準的な運賃は、令和6年度から時間外労働（年間960時間）の上限規制が適用されること等を踏まえ、運転者の労働条件を改善し、トラック運送業が今後も引き続き安定的な輸送サービスを提供していくために設けられたものです。

会員各位におかれましては本趣旨をご理解いただき、積極的に「運賃及び料金の設定（変更）届」をご提出いただいた上で、是非運賃交渉にご活用下さい。

愛知県トラック協会特設サイト

<https://ssl.aitokyo.jp/standard-fare/>

全日本トラック協会特設サイト

https://www.jta.or.jp/rodotaisaku/hatarakikata/kaisei_jigyoho_202008.html

教育用DVD 新作一覧

この度、教育用DVDを新たに導入致し、本部及び各サービスセンターに配置いたしました。無料で貸し出しを行っておりますので、ぜひ自社内の指導教育にご活用下さい。

貸出コード	タイトル	時間	内容
飲酒運転			
DD06	アルコールについての正しい知識を！ 本当にわかっていますか？飲酒運転の危険性	23分	飲酒運転を防止するには、まずアルコールについて正しく知る必要があります。この作品では、「自分は大丈夫」と思い込みがちなケースを取り上げ、専門家の解説を交えながらアルコールが及ぼす影響について説明します。
安全運転			
SD36	「自分ルール」を見直す～初心に戻って安全運転～	20分	運転に慣れてくると、いつの間にか自分に都合のいい「自分ルール」が出来てしまい、安全運転の基本がおろそかになりがちです。自分の運転が「自分ルール」になっていないかを見直ししながら、安全運転の基本を再確認して頂きます。
SD37	ながら運転 ながらスマホ 一瞬が事故を招く	16分	携帯電話使用等に関わる交通事故件数は、過去10年で約2倍近くに増え、社会問題となっています。ながら運転の中で道路交通法違反となるのはどのような行為か。また、赤信号停車時や緊急時、注視とは何秒か。ながら運転を防ぐ対策を含めて解説していきます。
雪道／冬の安全運転			
WD04	冬道運転 あなたは大丈夫？～冬道事故防止のポイント～	16分	路面状態の変化やトンネル、橋、峠道など道路環境の変化など、冬道にはたくさん危険が潜んでいます。このDVDでは、冬道への備えと様々な路面状況の変化と多様な気象状況の変化への対処法を紹介しています。「冬道を安全に快適に」走行するためのDVDです。
危険予測			
DP18	漫然運転を防ぐ コメンタリー運転の効果とポイント	16分	ぼんやりしていたり考えごとをしながら運転をしていると、判断が遅れて事故を起こす可能性が大きくなります。漫然運転を防ぐためにはどうしたらよいか、コメンタリー運転やその他の対策を分かりやすく解説します。
DP19	防衛運転7つのポイント 事故を起こさない 起こさせない	18分	「防衛運転」とは自分が原因の事故を回避することに加え、もらい事故に巻き込まれる確率を減らし、事故発生時の被害を最小限に抑え、自らと周りの人を守ることを目的とした運転です。
事故事例			
AC19	業務運転中の事故を防げ～交通事故を起こす4つのケース～	22分	業務運転中に起きた事故は、当事者である従業員だけではなく、従業員を雇用している会社も刑事上、民事上、行政上の責任を負うことになり、企業経営に大きな打撃を与えます。本作品では、業務中の運転で、発生しやすいケースをドラマで再現して、その防止策を解説しています。
AC20	夢を奪ったハンドル～飲酒・居眠り・ながら運転の悲劇～	24分	死亡事故は年々減少傾向にあるものの、それでも悲惨な交通事故は毎日のように起きています。本作品は受刑者の反省の声をタテ軸に、残された被害者家族の取材を通して、事故の恐ろしさと、交通事故は命とともにその人の大切な夢や未来までもすべて奪ってしまうということを強く訴えかけます。
高速道路			
FW06	大丈夫ですか？高速道路の落下物 事故の誘発者にならない心がまえ	18分	高速道路では、落下物による思わぬ重大事故が後を絶ちません。物を落とせば道路交通法違反となり、落とし主には懲役か罰金が科せられます。本作品では、高速道路で発生したある死亡事故を図解や実験映像で分かりやすく検証します。
非常時の対応			
EM06	運転中自然災害が… ①一般道路編	22分	車を運転中に地震やゲリラ豪雨に遭遇したら……。基本的な知識はわかっている、いざという時にはパニックに陥り、正しい運転や行動をとれないことが、これまでの事故事例からも数多く報告されています。
EM07	運転中自然災害が… ②高速道路編	20分	この作品では、一般道路の交通場面で自然災害が発生した時どう対処すべきか、具体的な映像で捉え、正しい知識や日頃の備えの大切さを訴えます。近い将来必ず発生すると言われる巨大地震や頻発する豪雨など、自然災害発生時の安全運転につながります。

軽油価格調査

(愛ト協調べ)

3 月 末 調 査

単 純 集 計

(単位：円)

購入形態	ス タ ン ド			ロ ー リ ー			カ ー ド			合 計		
	最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低
価 格	116.50	103.80	93.00	109.00	93.70	85.70	122.50	102.80	91.00	122.50	98.50	85.70

月 間 購 入 量 別 集 計

月間購入量	ス タ ン ド			ロ ー リ ー			カ ー ド			合 計		
	最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低
30kℓ未満	116.50	108.00	96.50	94.70	91.90	89.00	122.50	101.90	91.00	122.50	102.30	89.00
30～50kℓ未満	102.00	98.20	93.00	96.60	92.30	85.70	—	—	—	102.00	95.70	85.70
50～100kℓ未満	106.30	106.30	106.30	109.00	94.80	90.30	112.80	107.50	104.60	112.80	98.40	90.30
100kℓ以上	98.80	98.80	98.80	96.80	93.40	89.90	95.20	95.20	95.20	98.80	94.20	89.90

支 払 期 限 別 集 計

支払期限	ス タ ン ド			ロ ー リ ー			カ ー ド			合 計		
	最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低
30日未満	113.00	106.90	100.00	109.00	94.70	85.70	122.50	106.40	91.00	122.50	101.80	85.70
30～60日未満	116.50	101.70	93.00	96.80	93.60	89.00	112.80	101.50	93.00	116.50	97.60	89.00
60日以上	—	—	—	95.40	92.60	90.80	96.60	96.60	96.60	96.60	93.40	90.80

※上記価格のうちには、購入先から未請求のため、調査時点で判明している価格をご回答頂いたものを含みます。
なお消費税は含まれておりません。

軽油価格推移表

(単位：円)

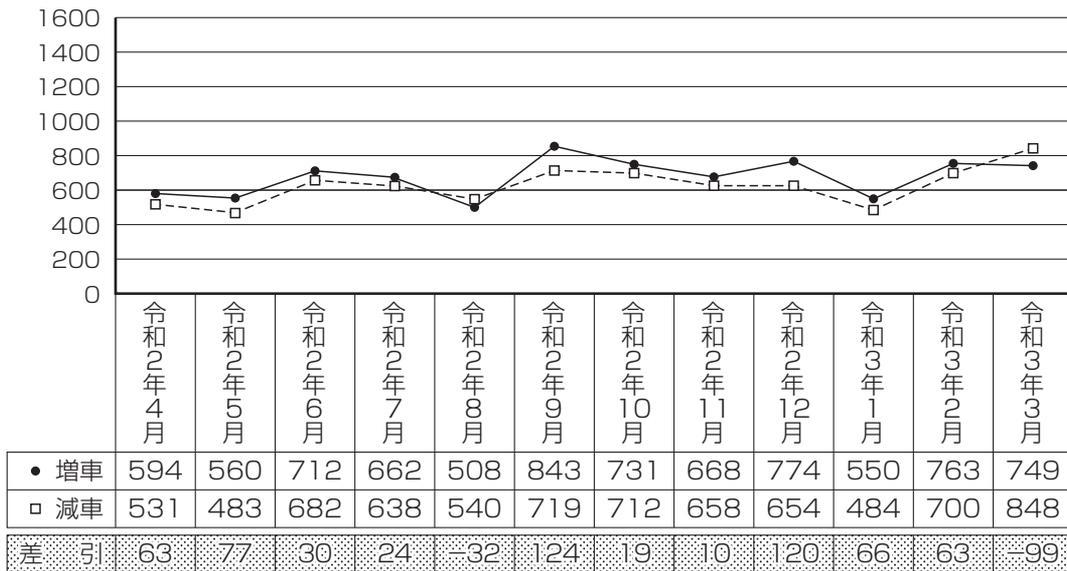
購入形態 月 別	ス タ ン ド			ロ ー リ ー			カ ー ド		
	最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低	最 高	平 均	最 低
令和2年 3月	102.00	98.00	87.00	99.00	85.20	72.00	122.00	103.20	94.30
4月	116.00	88.50	74.90	89.00	71.90	65.20	114.00	93.60	81.20
5月	106.00	81.70	66.00	82.90	66.60	59.50	103.00	83.80	73.00
6月	95.00	83.50	70.40	85.00	72.40	65.30	99.00	85.10	71.40
7月	100.00	88.20	76.60	89.00	76.60	69.30	107.00	86.40	77.90
8月	101.50	90.20	81.40	92.00	79.90	74.80	110.00	92.80	83.90
9月	104.00	92.20	81.00	92.00	80.20	77.10	113.50	92.30	82.70
10月	104.00	89.20	80.00	92.00	79.50	76.90	113.50	92.90	81.20
11月	102.00	89.30	79.00	92.00	78.30	75.30	112.50	90.10	80.10
12月	105.00	90.60	81.00	84.20	80.90	77.30	111.50	92.10	80.20
令和3年 1月	109.00	94.60	84.00	100.00	85.10	81.10	115.50	96.20	82.40
2月	110.50	98.80	90.10	103.00	88.50	82.70	118.50	98.60	87.10
3月	116.50	103.80	93.00	109.00	93.70	85.70	122.50	102.80	91.00

※こちらの情報はあくまで暫定値のため、正確な情報はWEBにてご確認ください。

一般貨物自動車増減車動向について

資料提供：愛知運輸支局

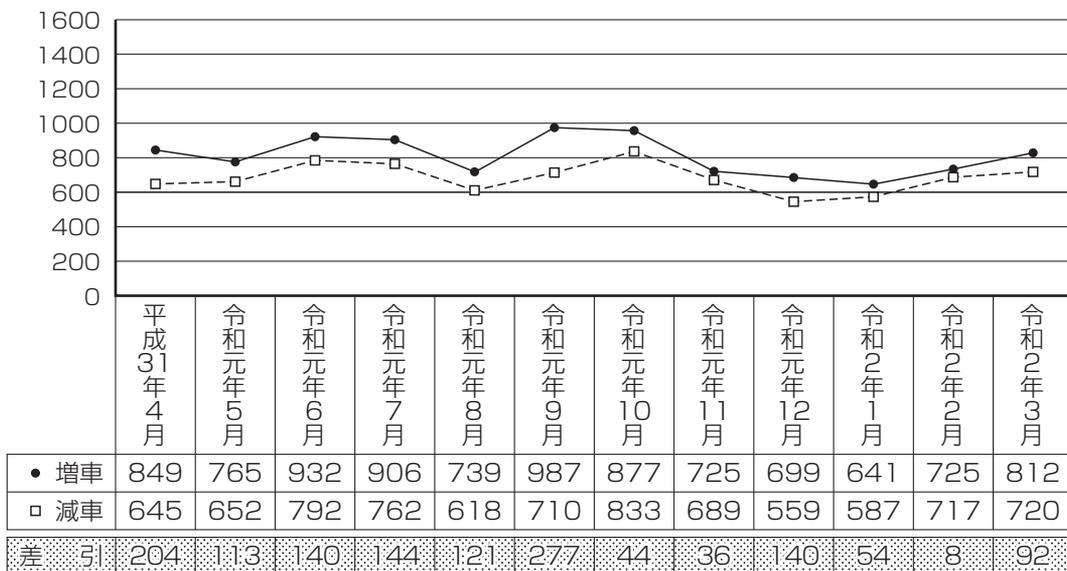
令和3年3月の増減車



令和2年度増減車（3月）

増 車	8,114両
減 車	7,649両
差 引	465両

平成31年4月～令和2年3月の増減車



令和元年度増減車（3月）

増 車	9,657両
減 車	8,284両
差 引	1,373両

支部行事

4
月

名古屋第一支部

- (7日) 支部役員会
- (9日) 交通安全啓発活動 (西署)
- (10日) 交通安全啓発活動 (千種署)
- (15日) 交通安全啓発活動 (中署)

名古屋第二支部

- (6日) 支部役員会
交通安全啓発活動 (瑞穂)

名古屋第三支部

- (9日) 成田講
- (15日) 交通安全教室
- (20日) 安協港支部 役員会
- (22日) 役員会

名古屋第四支部

- (13日) 中川会 役員会
- (16日) 役員会
- (27日) 通常総会 / トラック・セーフティ・ラリー
無事故・無違反認定証授与式

尾東支部

- (7日) 瀬戸旭・守山部会
飲酒運転防止キャンペーン (尾張旭)
- (9日) 小牧部会 一斉大監視活動
- (14日) 瀬戸旭・守山部会
交通安全啓発キャンペーン (瀬戸)
春日井部会 オンラインセミナー
- (19日) 青年部会 定例会
- (21日) 支部三役・理事会

尾西支部

- (7日) 第三班 交通安全啓発活動
- (15日) 第一班役員会
- (16日) 特別積合せ部会一宮ブロック通常総会
- (21日) 第三班通常総会
- (22日) 第一班通常総会 / 交通安全祈願祭 / 事故防止講習会
- (23日) 第二班通常総会

知多支部

- (16日) 知多陸青会 役員会
- (21日) 支部通常総会・経営セミナー

西三支部

- (5日) 安城部会 青年部総会
- (8日) 刈谷部会 役員会
- (13日) 碧南部会 交通安全パレード
- (14日) 豊田部会 役員会
- (15日) 碧南部会 交通安全教室 西端小学校
- (16日) 碧南部会 役員会
- (20日) 碧南部会 交通安全教室 大浜小学校
- (21日) 岡崎部会 幹事会
豊田部会 令和3年度定時総会、役員会、定例会
- (22日) 安城部会 定期総会
- (23日) 刈谷部会 通常総会
西尾部会 役員会
碧南部会 定時総会
- (27日) 碧南部会 交通安全教室 中央小学校

東三支部

- (9日) 支部役員会
- (10日) 新城南北設楽陸運協会 定例会
- (17日) M-NET 通常総会
田原陸運協会 定例会
- (21日) 豊橋陸運協会 定例会
豊川陸運協会 役員会

3月中の活動状況

海上コンテナ部会（山本部長）

○実務委員会三役会、NUCT、NUTS電算との打合せ
(服部実務委員長)

月 日：令和3年3月9日（火）

場 所：NUCT

内 容：第三世代RFIDタグ等について

○西部臨海工業地帯安全輸送協議会

(服部実務委員長)

月 日：令和3年3月18日（木）

場 所：西部臨海地区内・木材会館

○愛知運輸支局輸送・監査課 訪問（山本部長）

月 日：令和3年3月12日（金）

場 所：愛知運輸支局

○中部運輸局自動車交通部貨物課 訪問

(山本部長)

月 日：令和3年3月29日（月）

場 所：中部運輸局

○令和2年度第6回運営委員会（山本部長）

月 日：令和3年3月13日（土）

場 所：三重県

○第3回カーボンニュートラルレポート検討会

(服部実務委員長)

月 日：令和3年3月30日（火）

場 所：愛知県トラック会館

○ターミナルパトロール・実務委員会

(服部実務委員長)

月 日：令和3年3月17日（水）

場 所：木材会館

☆ご注意下さい☆

不正軽油は使用しないで下さい！

青年部会

愛知県トラック協会 青年部会

○ 第1回 オンラインサロンを開催 ○



令和3年3月18日(木)にオンライン上での会員交流を目的とした「オンラインサロン」を初開催し、青年部会員計20名が参加しました。

この事業は、テーマに沿った内容に基づき、グループワークによって参加者がオンライン上で自由に話し合うことができるのが特色です。今回は今後の業界地位向上において重要な役割を果たすと見込まれる「ホワイト物流推進運動」及び「働きやすい職場認証制度」を取り上げました。

● 5月の活動予定

- 12日(水) 第2回総務・事業合同委員会
- 13日(木) 第2回研修委員会
- 19日(水) 第2回理事会

青年部会 会員募集中!

青年部会とは?

愛知県トラック協会の会員事業者で、50歳以下の経営者、もしくはこれに準ずる方で構成されており、研修セミナーや各イベントを部会員自ら企画・実行することにより、自己研鑽を行っています。

また、部会員相互の情報交換、交流などを密に行うことにより、青年部会ならではのネットワークを形成し、事業に役立てています。



全日本トラック協会HPに青年部会ページができました
http://www.jta.or.jp/sub_index/seinen.html

全国、各県の青年部のお知らせが載りますので、是非ご覧ください。どなたでも閲覧可能です。

愛知県トラック協会 女性部会のご案内

【女性部会目的】

本会は女性経営者及びそれに準ずる者等が結集し、交流の輪を広げ、研鑽を重ねて資質の向上を図りながら協会活動に積極的に参画し、業界の社会的地位を高めることに寄与することを目的とする。

(会則第2条)

【部会員数】 38社39名(令和3年4月現在)

【代表者】 部会長 竹市 五倫(稲沢運輸株式会社 代表取締役)

【会費】 年会費 12,000円

愛ト協女性部会では、各種セミナー、交流会、交通安全祈願、各種会議(総会・役員会)などを開催。

また、全日本トラック協会女性部会中部ブロック協議会(愛知県、静岡県、福井県、三重県)を設立し、

他県女性組織との交流を深めるため、年1回ブロック研修会を開催しております。

5月13日(木)助成金活用セミナーを開催予定です!部会員の皆様へ別途開催案内を送付予定です。会館・WEBでの併催開催ですので、ご都合に合わせてご参加頂けます。皆様のご参加をお待ちしております!!



【問合わせ先】 愛知県トラック協会女性部会事務局

〒467-8555 名古屋市瑞穂区新開町 12-6

《TEL》052-825-5000 《Eメール》 ata-female@aitokyo.jp

陸 災 防

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 愛知県支部

STOP!熱中症 クールワークキャンペーン

令和3年5月1日から9月30日まで(準備期間:4月、重点取組期間:7月)

主唱:厚生労働省、労働災害防止団体等

熱中症とは

熱中症は、高温多湿な環境下で、体内の水分や塩分のバランスが崩れたり、体温調整機能がうまく働かないことにより、体内に熱がたまり、筋肉痛や大量の発汗、さらには吐き気や倦怠感などの症状が現れ、重症になると意識障害などが起こります(図)。

気温が高い、湿度が高いなどの環境条件と、体調が良くない、暑さに体が慣れていないなどの個人の体調による影響とが組み合わされることにより、熱中症の発生が高まります。

また、屋外で活動しているときだけでなく、就寝中など室内で熱中症を発症し、救急搬送されたり、不幸にも亡くられたりすることもある恐ろしい疾患です。

図【熱中症の症状と分類】

分類	症状	重症度
I度	めまい・失神:「立ちくらみ」という状態で、脳への血流が瞬間的に不十分になったことを示し、「熱失神」と呼ぶこともあります。 筋肉痛・筋肉の硬直:筋肉の「こむら返り」のことで、その部分の痛みを伴います。発汗に伴う塩分(ナトリウム等)の欠乏により生じます。これを「熱けいれん」と呼ぶこともあります。 大量の発汗	小
II度	頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感:体がぐったりする、力が入らないなどがあり、従来から「熱疲労」といわれていた状態です。	大
III度	意識障害・痙攣・手足の運動障害:呼びかけや刺激への反応がおかしい、体がガクガクと引きつけがある、真直ぐに走れない・歩けないなど。 高体温:体に触ると熱いという感触があります。従来から「熱射病」や「重度の日射病」と言われていたものがこれに相当します。	

作業に関して次の対策をとりましょう

- ① 作業の状況などに応じて、「作業の休止時間・休憩時間の確保と、高温多湿作業場所での連続作業時間の短縮」、「身体作業強度(代謝率レベル)が高い作業を避けること」、「作業場所の変更」に努める。
- ② 熱に慣れ、その環境に適応する期間(熱順化期間)を計画的に設ける。
- ③ 自覚症状の有無に関わらず、作業の前後、作業中の定期的な水・塩分の摂取を指導する。
摂取を確認する表の作成、作業中の巡視における確認などにより、その摂取の徹底を図る。
- ④ 熱を吸収する服装、保熱しやすい服装は避け、クールジャケットなどの、透湿性・通気性の良い服装を着用させる。
- ⑤ 高温多湿作業場所の作業中は、巡視を頻繁に行い、作業者が定期的に水分・塩分を摂取しているかどうか、作業者の健康状態に異常がないかを確認する。なお、熱中症を疑わせる兆候が表れた場合においては、速やかに、作業の中断などの必要な措置を講じる。

か:風通しをよくする
き:休憩をとる
く:クーラーを使う
け:健康管理は日頃から
こ:こまめに水分補給



健康に関して次のことに注意しましょう

- ① 熱中症発症に影響のある糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全等の場合(有所見、治療中)は就業場所について医師と相談する。また、労働者にも熱中症に注意が必要なことを教える。
- ② 睡眠不足、体調不良、前日等の飲酒、朝食の未摂取等が熱中症発症に影響があります。日常の健康管理に注意する。
- ③ 作業開始前、作業中の巡視により労働者の健康状態を確認する。

熱中症の教育の実施と救急処置

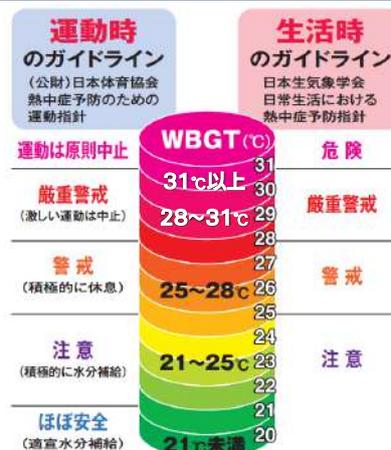
- ① 熱中症の予防に必要な対策について、作業管理者、労働者に必要な教育を行う。
- ② 救急処置については、緊急連絡網の作成、周知を行うとともに、裏面の熱中症を疑わせる症状が現れた場合は必要に応じて救急隊の要請等を行う。その間、涼しい環境への避難や脱衣・冷却なども必要です。次の場合は救急隊要請や医療機関への搬送が必要です。
 - ・ 意識がなく、呼びかけに応じない、返事がおかしい、全身が痛いなどの場合
 - ・ 意識があるが水分を自力で摂取できない場合
 - ・ 意識があり、水分を自力で摂取できるが熱中症の症状が回復しない場合

暑さ指数を把握し、基準値を超えている場合はその低減を図りましょう

暑さ指数は、正式には WBGT（湿球黒球温度）値と言われ、湿度、輻射熱、気温の3つを取り入れた指標で、単位は気温と同じ摂氏度（℃）で示されますが、その値は気温とは異なります。値は、乾球温度、湿球温度、黒球温度をもとに算出します*。

高温多湿の場所での作業では、測定器や乾球・湿球温度計などで暑さ指数を把握し、基準値を超えるおそれのある場合は冷房等により作業場所の暑さ指数を下げることや、休憩場所の整備を図るなどの対策を講じましょう。

- ※ 暑さ指数は、環境省「熱中症予防情報サイト」から、現況と予測を知ることができます。<http://www.wbgt.env.go.jp/>



*ここでの28~31℃は、28℃以上31℃未満の意味

熱中症で注意すること

● 暑さの感じ方は人によって異なります！

体調や暑さに対する慣れなどが影響して、暑さに対する抵抗力（感受性）は個人によって異なります。自分の体調の変化に気をつけ、暑さの抵抗力に合わせて、万全の予防を心がけましょう。

● 高齢の方は特に注意が必要です！

熱中症患者の多くは高齢者（65歳以上）です。高齢者は暑さや水分不足に対する感覚機能が低下しており、暑さに対する体の調節機能も低下しています。

のどの渇きを感じていなくてもこまめに水分を補給し、暑さを感じなくても扇風機やエアコンを使って温度調整をするように心がけましょう。

● まわりが協力して、熱中症予防を呼びかけ合うことが大切です！

一人ひとりが周囲の人に気を配り、熱中症の予防を呼びかけ合うことで、発生を防ぐことができます。



● 暑熱環境下における新型コロナウイルス感染症予防について作業管理が必要です！

新型コロナウイルス感染症予防のためマスク着用をはじめとする感染拡大防止策が実施されていますが、暑熱環境下においては、人と十分な距離（少なくとも2m以上）を確保できるよう作業計画や作業方法を工夫するとともに、作業に応じ、あるいは休憩、打合せ、移動、人との対話などにおいて人と十分な距離を確保できないときは、作業強度や人と接する密度や時間などを踏まえた上で、環境に配慮した適切な感染症予防対策を講じましょう。

国道23号通行ルール(名古屋南部地域)

沿道環境改善のため

大型車は中央寄り走行

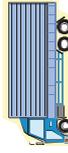
にご協力をお願いします。

歩道寄りの車線は、
沿道環境に配慮する車線
【環境レーン】です。

対象車種

大型車

大型貨物車



1ナンバー

小型貨物車



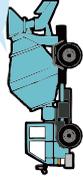
4、6ナンバー

大型バス
マイクロバス



2ナンバー

特種自動車



8ナンバー

実施区間

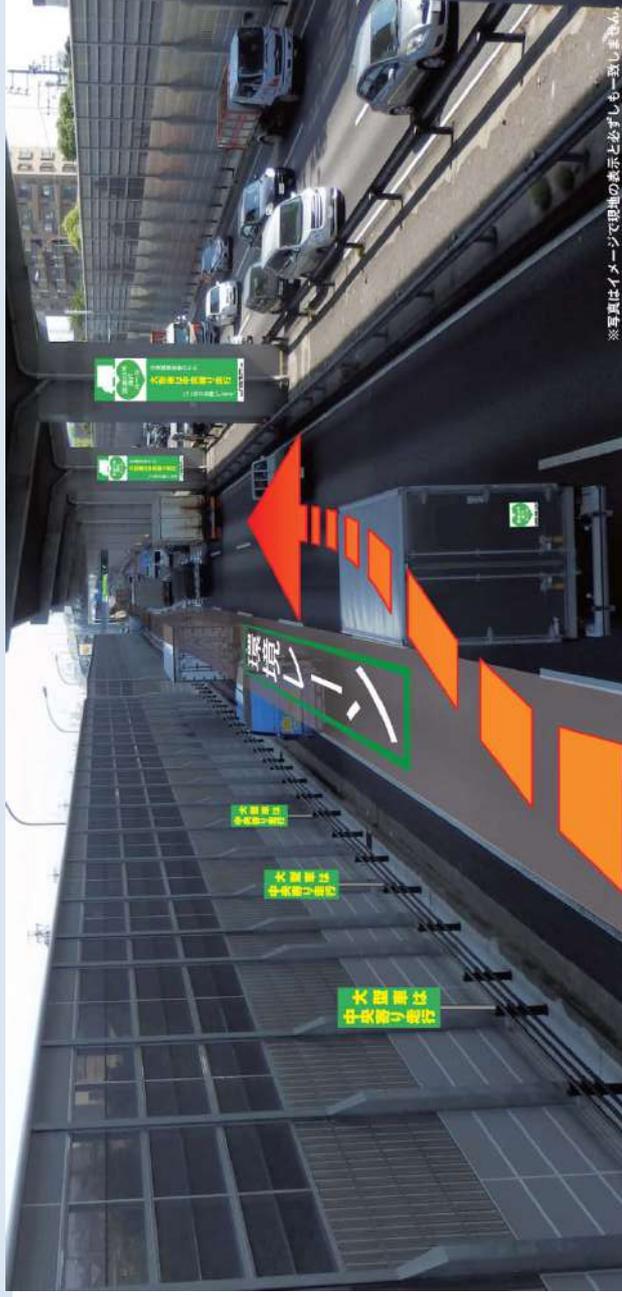
国道23号(名古屋南部地域)

緑区大高町

(名古屋南インター交差点)

海部郡飛島村

(梅之郷交差点)



※写真はイメージで現場の状況と必ずしも一致しません。

国道23号通行ルール(名古屋南部地域)

実施区間(L=約16km)



梅之郷
交差点

名古屋南インター
交差点

国道23号沿道の
大気常時観測局

国土交通省・環境省・愛知県・名古屋市・愛知県警・愛知県トラック協会

国土交通省 中部地方整備局 道路部 計画調整課 052-953-8171

国土交通省 中部地方整備局 名古屋国道事務所 052-853-7323

お問い合わせ

トラックの保険なら 「中部交通共済協同組合」

トラック運送事業者に、安心と安全をお届けします。
We ensure your relief and safety.



次の要件を備えた方にご加入いただけます。 ※ご加入には、一定の出資払い込みをしていただきます。

- ① 貨物自動車運送事業法に基づく貨物自動車運送事業を営業者
- ② 中交協の事業地区(愛知県・福井県・石川県・富山県・静岡県・岐阜県)内に事業所を有する方



事故防止への取り組み

- 特別適性診断の実施
“国土交通省認定”
- 一般適性診断
～運転適性診断巡回サービス～
～可搬型運転適性検査機器貸出～



- 特別指導講習
- 一般講習会
- 個別講習会
- 管理者向け講習会

- 適性診断受診手数料補助
- 研修料補助
- 事故防止機器導入補助
- 運転記録証明書等
交付手数料補助



- コメンタリー運転の推進
- 各種表彰制度
- 事故防止啓発グッズの作成・配付
- 事故防止DVDの貸し出し
- 個別事業所訪問

共済商品のご案内

交通共済事業のほかにも、自賠責共済、また交通共済事業ではカバーしきれないリスクに備えるために損保の商品をご提案し組合員の皆様のリスクマネージメントをトータルに行っています。



組合員特典

- 無料ロードサービス ※適用については条件(対象車両・補償範囲)があります。
- 割戻制度 ■ 配当制度 ■ 組合員等表彰制度
※各制度は、一定条件を満たす組合員が対象となります。
- 商工中金の融資資格 ■ 無料法律相談

SDGsへの取り組み



中部交通共済は組合員の皆さまとともに
SDGsの達成に貢献します!

わたしたち協同組合だからこそできる地域に根差した取り組みで、
これからの世代が安心して過ごすことができる未来を作ります。
まずは人にも環境にも優しい「エコドライブ」からスタートします。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



お問い合わせ・お申し込みは、下記までお気軽にお電話ください。



詳細は、
ホームページへ

中交協



スマホにも
対応しています!

www.chukokyo.jp

名古屋第一事務所 TEL(052)715-5101 名古屋第二事務所 TEL(052)715-5102

名古屋第三事務所 TEL(052)715-5103 名古屋第四事務所 TEL(052)715-5104

〒460-0026 名古屋市中区伊勢山二丁目5番21号

豊橋事務所 TEL(0532)57-5188

〒440-0886 豊橋市東小田原町48番
セントラルレジデンス 202号



NGV

クリーンな排気ガス & 石油代替エネルギー

エネルギー
セキュリティに
貢献

天然ガス自動車

は将来も安心してご利用いただけます。



大型天然ガストラック(車両総重量25t)

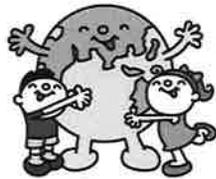


天然ガス小型バン

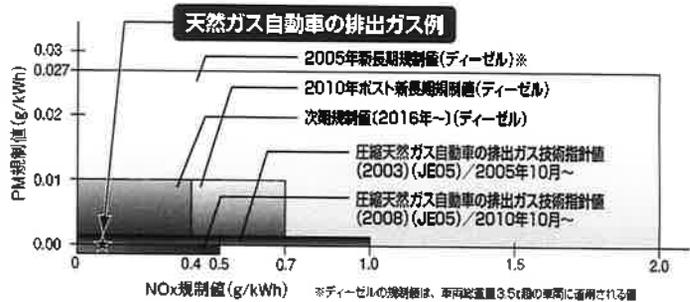


天然ガストラック

愛する地球の
未来のために
天然ガス自動車で走ろう!!



天然ガストラックはポスト新長期規制適合車です。
粒子状物質(PM)排出は0(ゼロ)です。



重量車(車両総重量3.5t超~12t以下)のNOx・PM規制値との関係

天然ガス自動車はエネルギーの強靱化に貢献します!

エネルギーの約98%を石油に依存する運輸分門において、天然ガストラックの導入は、トラック輸送の安定化と大規模災害時のセキュリティに貢献します。

天然ガスは世界各地に分布するため安定供給が可能で、シェールガス開発により可採年数も約250年に増大し、石油代替エネルギーとして注目を集めています。



シェールガスの採掘イメージ

【お問い合わせ】 東邦ガス株式会社 エネルギー計画部 エンジニアリンググループ
〒456-8511 名古屋市熱田区桜田町19-18 TEL052-872-9356/FAX052-872-9766



TOHO GAS